

安城産業文化公園受変電設備ほか保全更新工事

図面目録

図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺
E-01	電気設備工事特記仕様書 1 / 7	NO SCALE	E-21	(改修前) 屋外型キュービクル単線結線図 (合併処理槽)	NO SCALE
E-02	電気設備工事特記仕様書 2 / 7	NO SCALE	E-22	(改修前) 屋外型キュービクル姿図・廻り平面図 (糞処理槽房)	1/50 1/150
E-03	電気設備工事特記仕様書 3 / 7	NO SCALE	E-23	(改修後) 自動火災報知設備機器姿図 (ふるさと館)	NO SCALE
E-04	電気設備工事特記仕様書 4 / 7	NO SCALE	E-24	(改修後) 自動火災報知設備 1 階平面図 (ふるさと館)	1/200
E-05	電気設備工事特記仕様書 5 / 7	NO SCALE	E-25	(改修前) 自動火災報知設備機器姿図 (ふるさと館)	NO SCALE
E-06	電気設備工事特記仕様書 6 / 7	NO SCALE	E-26	(改修前) 自動火災報知設備 1 階平面図 (ふるさと館)	1/200
E-07	電気設備工事特記仕様書 7 / 7	NO SCALE	E-27	(改修後) 非常放送設備機器姿図 (ふるさと館)	NO SCALE
E-08	附近見取図・配置図・工事概要	1/2500	E-28	(改修後) 非常放送設備系統図 (ふるさと館)	NO SCALE
E-09	(改修後) 高圧配線経路配置図 (1)	1/1000	E-29	(改修後) 非常放送設備 1 階平面図 (ふるさと館)	1/200
E-10	(改修後) 高圧配線経路配置図 (2)	1/1000	E-30	(改修前) 非常放送設備機器姿図 (ふるさと館)	NO SCALE
E-11	(改修後) 高圧配線経路配置図 (3)	1/1000	E-31	(改修前) 非常放送設備系統図 (ふるさと館)	NO SCALE
E-12	(改修前) 高圧配線経路配置図 (1)	1/1000	E-32	(改修前) 非常放送設備 1 階平面図 (ふるさと館)	1/200
E-13	(改修前) 高圧配線経路配置図 (2)	1/1000	E-33	(仮設) 低圧配線経路配置図 (1)	1/1000
E-14	(改修前) 高圧配線経路配置図 (3)	1/1000			
E-15	(改修後) 屋外型キュービクル単線結線図 (ふるさと館)	NO SCALE			
E-16	(改修後) 屋外型キュービクル姿図・廻り平面図 (ふるさと館)	1/50 1/150			
E-17	(改修後) 屋外型キュービクル単線結線図 (合併処理槽)	NO SCALE			
E-18	(改修後) 屋外型キュービクル姿図・廻り平面図 (合併処理槽)	1/50 1/150			
E-19	(改修前) 屋外型キュービクル単線結線図 (ふるさと館)	NO SCALE			
E-20	(改修前) 屋外型キュービクル姿図・廻り平面図 (ふるさと館)	1/50 1/150			

令和 7 年 1 1 月

株式会社 興設企画

電気設備工事特記仕様書

令和7年10月1日改訂

章	項目	特記事項	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
第1編	1章 一般事項 1節 総則 1.1.1 適用	1. この特記事項以外は下記に準拠する。但し、本工事に関係しない事項は適用しない。 1) 安城市契約規則及び安城市工事等施工に関する事務取扱要領 2) 工事請負契約書 3) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) (最新版) 4) " " 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) (最新版) 5) " " 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) (最新版) 6) " " 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) (最新版) 7) " " 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (最新版) 8) " " 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) (最新版) 9) " " 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (最新版) 10) " " 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) (最新版) 11) " " 建築物解体工事共通仕様書 (最新版) 12) 関係法令及び諸工事基準 2. 特記事項の適用優先順位 1. ◎ 2. ※ ただし ◎ と ※ のある場合は共に適用する。 3. 本工事に使用する資材等は、上記各標準仕様書及び本工事特記仕様書(指定資材を含む)によるものとする。 4. 設計図書に関する疑義は原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめるものとする。 5. 本工事特記仕様書は公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)、公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)に対応している。改修工事に関する項目は【 】として記載している。	【改修1.1.1】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	1.1.3 官公署その他への届出手続等 1.1.4 工事実績情報システムへの登録 1.1.5 書面の書式及び取扱い	* 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手続等を遅滞なく行う。 * 請負代金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報サービス(コリンズ)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を(JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って)受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。 * 情報共有システムの適用 ・利用する ・利用しない なお、「利用しない」となっている工事において、受注者が利用を希望する場合、監督員と協議のうえ、受注者の費用負担により、利用することができる。 * 情報共有システムの適用要件は以下のとおりとする。 1) 本工事における情報共有システムは、(公財)愛知県都市整備協会が運営する「あいち建設情報共有システム」を利用すること。(https://akjs-ps.aichi-toshi.or.jp/) 2) 情報共有システムは「愛知県情報共有運用ガイドライン」及び「愛知県建築局発注工事における情報共有システム運用の手引き(案)」に基づき利用すること。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html) 3) 本システムを用いて作成及び提出等を行った工事関係図書については、システムにより電子納品することとし、別途紙に出力して提出しないものとする。 4) 成果品の提出について、CADデータは情報共有システムへ登録し、電子納品をする。また監督員の指示がある場合は、その指示による。	【改修1.1.3】 【改修1.1.4】 【改修1.1.5】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
第1編	1.1.7 関連工事等の調整	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="5">工事区分</th> <th rowspan="2">備考</th> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="5">工事区分</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>建築</th> <th>電気</th> <th>管</th> <th>空調</th> <th>浄化槽</th> <th>建築</th> <th>電気</th> <th>管</th> <th>空調</th> <th>浄化槽</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設備スリーブ箱入</td> <td></td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> <td>水槽・その他マンホール</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上用構造体補強</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>厨房機器接続</td> <td></td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>防水処理</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>化粧棚及び鏡</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>天井・壁埋込器具切込補強</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>天井下地共</td> <td>実験台設備接続</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備機器基礎・防水処理</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>防水処理又は配管</td> <td>ワイラッド用受台</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備機器用アンカーボルト</td> <td></td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>機器類に伴うもの</td> <td>防煙シャッター、同用煙感知器、</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(外部)空気取入・換気ガラリ</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>防火戸自閉装置及び</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(内部)空気取入・換気ガラリ</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>各間の配線</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>換気取付枠</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>同上壁までの電源送り</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建物内外配線配管ピット蓋</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>排煙口開放装置</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建物内排水溝</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>排煙口手動開放装置</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>たて種接続用横引管</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>消火栓組込発信器類及び取付</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>発電機用 冷却用給水排水</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>減圧水槽以降</td> <td>不燃性ガス消火設備への電源送り</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>" 燃料用油配管</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>燃料小出槽以降</td> <td>同上制御盤及び制御配線</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>" 通気管</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>電動黒板・電動バリマスクへの電源送り</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>" オイルタンク</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>受水槽・高架水槽基礎</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>動力制御盤及び配線</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>" " " 架台</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動制御盤及び配線</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> <td>天井・壁改め口</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動制御盤への電源送り</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>床・改め口</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ファンコイルへの電源送り</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>汚水溝</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td>汚水処理槽流入側槽入口汚水溝を除く</td> </tr> <tr> <td>液面電極体リレー及び配線</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>雨水溝</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>床排水金物</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>雑排水溝</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>流し台排水金物</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>雨水溝</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>" 設備接続</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	工事区分					備考	項目	工事区分					備考	建築	電気	管	空調	浄化槽	建築	電気	管	空調	浄化槽	設備スリーブ箱入		※	※	※	※		水槽・その他マンホール	※						同上用構造体補強	※						厨房機器接続		※	※				防水処理	※						化粧棚及び鏡							天井・壁埋込器具切込補強	※					天井下地共	実験台設備接続							設備機器基礎・防水処理	※					防水処理又は配管	ワイラッド用受台		※					設備機器用アンカーボルト		※	※	※	※	機器類に伴うもの	防煙シャッター、同用煙感知器、							(外部)空気取入・換気ガラリ	※						防火戸自閉装置及び	※						(内部)空気取入・換気ガラリ	※						各間の配線							換気取付枠	※						同上壁までの電源送り		※					建物内外配線配管ピット蓋	※						排煙口開放装置				※			建物内排水溝	※						排煙口手動開放装置		※					たて種接続用横引管	※						消火栓組込発信器類及び取付		※					発電機用 冷却用給水排水		※				減圧水槽以降	不燃性ガス消火設備への電源送り			※				" 燃料用油配管		※				燃料小出槽以降	同上制御盤及び制御配線			※				" 通気管		※					電動黒板・電動バリマスクへの電源送り		※					" オイルタンク		※					受水槽・高架水槽基礎		※					動力制御盤及び配線		※					" " " 架台				※			自動制御盤及び配線				※	※		天井・壁改め口		※					自動制御盤への電源送り		※					床・改め口		※					ファンコイルへの電源送り		※					汚水溝				※		汚水処理槽流入側槽入口汚水溝を除く	液面電極体リレー及び配線		※					雨水溝							床排水金物			※				雑排水溝					※		流し台排水金物	※						雨水溝	※						" 設備接続			※											【改修1.1.7】
	項目	工事区分					備考	項目			工事区分						備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
建築		電気	管	空調	浄化槽	建築			電気	管	空調	浄化槽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
設備スリーブ箱入		※	※	※	※		水槽・その他マンホール	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
同上用構造体補強	※						厨房機器接続		※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
防水処理	※						化粧棚及び鏡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
天井・壁埋込器具切込補強	※					天井下地共	実験台設備接続																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
設備機器基礎・防水処理	※					防水処理又は配管	ワイラッド用受台		※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
設備機器用アンカーボルト		※	※	※	※	機器類に伴うもの	防煙シャッター、同用煙感知器、																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
(外部)空気取入・換気ガラリ	※						防火戸自閉装置及び	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
(内部)空気取入・換気ガラリ	※						各間の配線																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
換気取付枠	※						同上壁までの電源送り		※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
建物内外配線配管ピット蓋	※						排煙口開放装置				※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
建物内排水溝	※						排煙口手動開放装置		※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
たて種接続用横引管	※						消火栓組込発信器類及び取付		※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
発電機用 冷却用給水排水		※				減圧水槽以降	不燃性ガス消火設備への電源送り			※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
" 燃料用油配管		※				燃料小出槽以降	同上制御盤及び制御配線			※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
" 通気管		※					電動黒板・電動バリマスクへの電源送り		※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
" オイルタンク		※					受水槽・高架水槽基礎		※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
動力制御盤及び配線		※					" " " 架台				※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
自動制御盤及び配線				※	※		天井・壁改め口		※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
自動制御盤への電源送り		※					床・改め口		※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
ファンコイルへの電源送り		※					汚水溝				※		汚水処理槽流入側槽入口汚水溝を除く																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
液面電極体リレー及び配線		※					雨水溝																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
床排水金物			※				雑排水溝					※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
流し台排水金物	※						雨水溝	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
" 設備接続			※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
1.1.9 工事の一時中止に係る事項	* 工事の一時中止の場合の措置は、契約書による。 1) 安城市工事請負契約約款第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、「工事一時中止に伴う工事現場の維持管理に関する基本計画書」(以下「基本計画書」という。)を提出し、発注者の承諾を得るものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来高、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関する内容及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 2) 工事を一時中止する場合は、工事の続行に備え、工事現場を保全すること。	【改修1.1.9】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
2節 工事関係図書 1.2.1 実施工程表	* 概成工期 ※ 有 図面E-08による ・ 無	【改修1.2.1】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									

No.1a

章	項目	特記事項	備考
第1編	1.2.4 工事の記録等	1. 仕様書に基づき監督職員に報告等を行う書面で電子データによるものについては、以下を基本とするが、監督員の指示がある場合はその指示による。 1) 電子媒体(CD-RまたはDVD-R)で完了検査時に1部提出する。 2) 「あいち電子納品運用ガイドライン」に準拠することとし、格納フォルダは「愛知県建築局発注工事における情報共有システム運用の手引き(案)」における表6を参考とする。	【改修1.2.4】
	* 工事写真	* 工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。 工事着手前及び工事中 ①黒板(白板)に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影、記録すると共に、特に施工後隠ぺい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添え撮影する。 記載事項: 件名(工事名)、名称(工種)、位置、工程、備考、撮影年月日 ②監督職員の指示により、適宜提出する。 ※デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は130万画素を標準とする。 ※デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.htmlを参照)により行うことができる。 * 竣工時 監督職員の指示によりカラー撮影	
第1編	* 竣工写真 3節 工事現場管理 1.3.1 施工管理	* 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び特例監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)の設置及びその他制度の運用については、最新版の「監理技術者制度運用マニュアル」によるものとする。	【改修1.3.1】
	1.3.2 電気保安技術者 1.3.3 施工条件	* ※ 適用する ・ 適用しない * 1) 施工日・施工時間 制限 ・ 有() ・ 無 2) 工事車両の駐車場所 場所制限 ※ 有(駐車場所: ※ 敷地内 ・()) ・ 無 3) 資機材置場所 置場所制限 ※ 有(置場所: ※ 敷地内 ・()) ・ 無 4) その他 ()	【改修1.3.2】 【改修1.3.3】
第1編	* 週休2日制工事	* 週休2日制工事実施対象工事 ・ 発注者指定 ・ 受注者希望 ・ その他 安城市完全週休2日制・週休2日制工事施行要領	
	1.3.9 発生材の処理等	* PCB含有物以外で引渡を要するもの () * 特別管理産業廃棄物の種類及び処理方法 ・() ・ 図示による * 現場において再利用を図るもの () * 工事に伴い発生する指定副産物のうち、次のものは再資源化施設へ搬出する。 ※ コンクリート塊 ※ アスファルトコンクリート塊 ※ 建設発生木材 ・() * 引き渡しを要するものは、監督職員の指定する場所に整理し、発生物件調査を作成し、施設管理者へ引き渡す。 * 引き渡しを要しないものはすべて場外に搬出し、下記建設副産物の項及び関係法令等に従い適正に処理する。 * 本工事で発生する産業廃棄物のうち愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。 * PCBを使用している機器材料は、適切な容器に収めた上で引渡しを要する。撤去した機器のメーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。 * 次の物品はPCBの混入が疑われるため、専門の分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物: ポリサルファイド(チオコール)系コーキング 平成元年以前の製造機器: 蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器(絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外) 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。 * 石綿含有建材は、大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。 * 水銀使用製品産業廃棄物の種類及び処理方法 ・() ・ 図示による * 発生材の保管、集積場所 ・() ・ 図示による	【改修1.9.1】 【改修1.9.1】
第1編	* 建設副産物	1. 発生材については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設リサイクル法」という。)その他関係法令の規定を遵守し「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」(以下「リサイクルガイドライン」という。)に基づき、適正に処理する。 2. 事前に建設副産物情報交換システム等(以下「コプリス・プラス」と言う。)に登録及び必要事項を入力し、コプリス・プラスより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書(①、②)を監督職員に提出する。 ① 再生資源利用計画書(実施書)(様式1) ② 再生資源利用促進計画書(実施書)(様式2) 3. 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。 4. 産業廃棄物管理表(以下「マニフェスト」という。)集計表を作成し、監督職員に提出する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳(t又はm ³)、マニフェストの照合・確認日(電子マニフェストの場合は、引渡し年月日、マニフェスト番号(連絡番号)、車両ナンバー、廃棄物の内訳、運搬・処分・最終処分の終了日)が記載され、受注者の記名があるものとする。また、紙マニフェストの場合は伝票を整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。 * 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づいて行うこと。 * 「リサイクルガイドライン」別表3に従い、分別収集を行う。	【改修1.9.1】 【改修1.9.1】
	* 撤去更新時のフロン等の取扱 * 分別収集		
		安城産業文化公園受変電設備ほか保全更新工事	図面番号
		電気設備工事特記仕様書 1/7 縮尺 N.S.	E-01
2節 工事関係図書 1.2.1 実施工程表		* 概成工期 ※ 有 図面E-08による ・ 無	【改修1.2.1】
検	製	設	

No.1b

章	項目	特記事項	備考												
第1編	4節 機器及び材料														
	1.4.2 機材の品質等	1. 使用する機器及び材料は、全て石綿を含まないものとする。 2. 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足しかつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。 3. 本工事中において使用する材料のホルムアルデヒド放散量等の適用に関する区分は、「F☆☆☆☆」、「接着剤等不使用」、「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」又は「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用」のいずれかとする。 * 使用する資材は、リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。 1) 愛知県あいくる材率先利用方針第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。 2) 指定材一覧 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施工場所</th> <th>品目</th> <th>規格</th> <th>再生原料等の指定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・ 指定しない</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・ 指定しない</td> </tr> </tbody> </table> あいくる材の指定があるものについて、上記一覧以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 3) 指定材以外の使用に努める品目は、次のとおりとする。 ・ 再生加熱アスファルト混合物 ・ 再生路盤材 ・ PC製品 ・ 舗装用ブロック ・ ()	施工場所	品目	規格	再生原料等の指定				・ 指定しない				・ 指定しない	あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等は次の愛知県建設企画課Webページから入手することができます。 https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/
	施工場所	品目	規格	再生原料等の指定											
				・ 指定しない											
				・ 指定しない											
	* 再生資源の利用の指定														
	【改修1.4.3】 再使用機材	* 取外し後再使用する機材 ※ 図示による ・ () 取外し後特別な清掃を行う機材及びその方法 ※ 図示による ・ ()													
	5節 施工														
	1.5.3 施工の検査等	* 見本施工 ※ 行わない ・ 行う()		【改修1.6.4】											
	1.5.8 化学物質の濃度測定	* 化学物質の濃度 ・ 測定する ※ 測定しない * 測定時期 () 対象物質 ※ ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン ・ () 測定方法 ※ パンツ型採取法 ・ 文部科学省「学校環境衛生の基準」による ・ () 測定する室/測定箇所数 (/) (/) (/)		【改修1.6.9】											
6節 工事検査及び技術検査															
1.6.2 技術検査	* 中間技術検査 ※ 行わない ・ 行う(実施回数: 、実施時期:)		【改修1.10.2】												
7節 完成図等															
1.7.1 完成時の提出図書	* 工事完了前に次の図書を作成し監督職員に提出する。 ① 完成原図(施工図を除く) 1部 (1.7.2により作成する場合のみ) ② 契約図のA3版2つ折り製本 2部 ③ 契約図の2つ折り製本 1部 4) 完成図(施工図を除く)の2つ折り製本 1部 ⑤ 施工図の2つ折り製本 1部 6) 保全に関する資料 1部 ⑦ 竣工図A3判2つ折り製本 2部 ⑧ 契約図、完成図(施工図除く)のPDFファイル(公共建築課PDFファイル作成ガイドラインによる) CD-RまたはDVD-R 2部 * 完成図の種類及び記載内容 ※ 表1.7.11による(改修は表1.11.1) ・ () CADデータ ※ 提出する(※ 愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく ・ 監督職員との協議による) ・ 提出しない CAD図面の作成にあたっては国土交通省「建築CAD図面作成要領(案)」に基づいて作成する。 * 原図の作成 ・ 作成する ※ 作成しない * 原図作成方法 ※ CAD作成し紙出力 サイズ ※ 設計原図と同じ ・ () 原図用紙の種類 ※ PPC用ホリエステルサント 和紙 同等品 ・ トレーシングペーパー 提出部数 ※ 原図:1部、複写図:2部 ・ () * 複写図作成方法 ・ 1.7.1完成時の提出図書2)に代える ・ ()		【改修1.11.1】 【改修1.11.3】												
1.7.2 完成図			【改修1.11.2】												
【改修】5節 施工調査															
【1.5.1】 石綿を含有する資材等の調査	* 分析調査 ・ 行う(・ 定性分析 ・ 定量分析) ・ 行わない ・ 図示による														
【改修】7節 養生															
【1.7.1】 養生範囲	* 養生範囲 ※ 図示による ・ () ・ 1.7.1による箇所														
【1.7.2】 養生方法及び清掃	* 養生方法 ※ ビニルシート、合板等により適切に行う ・ 図示による ・ () * 既存設備等の養生方法 ※ ビニルシート、合板等により適切に行う ・ 図示による ・ () * 固定された備品、机、ロッカー等の移動 ・ 図示による ・ 移動しない ・ () * 機材搬入及び撤去機材搬出通路の養生 ※ ビニルシート、合板等による ・ 図示による ・ ()														
【改修】8節 撤去															
【1.8.1】 一般事項	* 撤去前に内容物の回収を要する機器、配管等の処置 ※ 図示による ・ ()														
【1.8.2】 撤去作業の安全対策	* 石綿の撤去 ※ 図示による ・ ()														
【1.8.6】 撤去後の補修及び復旧	* 機器等撤去跡の補修等 ※ 図示による ・ 監督職員と協議 ・ () * 撤去後の開口部[床、壁、天井等]の補修方法、仕上げの仕様 ※ 図示による ・ 監督職員と協議 ・ ()														
その他															
* 仮設	* 仮設の方法は施設及び監督職員と協議する。														
* 光熱水費	* 建物引き渡しまでの電気、水道、ガス等の料金(基本料金、電気主任技術者委託料を含む)は、協議の上、各工事受注者が負担する。														
* 現場代理人等	* 契約約款第10条に規定する現場代理人、主任技術者(監理技術者)の通知は、所定の様式(現場代理人等通知書)により、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門技術者を定めたときも同様とする。 * 受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や、主任技術者又は監理技術者について建設業法第26条第3項ただし書き第1号による技術者配置の特例を活用する場合、並びに監理技術者について建設業法第26条第3項ただし書き第2号の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置することにより他の工事と兼務させる場合にあっては、所定の様式により兼務届を作成の上、新たに契約した工事については工事請負契約締結後5日以内に、現に施工中の工事については原則兼務期間の始期より前に、監督職員を通じて発注者に提出すること。														
* 火災保険等加入方法等	* 電気工事の保険の種類は、火災保険又は組み立て保険とする。(建築工事事務の手引 参考2「愛知県建築工事に係る火災保険等の加入方法」による)期間は、工事資材の現場搬入の日から工事目的物の引渡しの日までとする。(特に定めのない限り、契約上の工事完成期日経過後14日間とする。)保険金受取人(被保険者)は、受注者とする。														
* 法定外の労災保険	* 本工事中において、受注者は法定外の労災保険に付きなければならないこと。														
* 事故報告	* 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。														

章	項目	特記事項	備考
第1編	* 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	* 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」発表時の防災対応について、受注者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物及び仮設物等に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うとともに、本工事の施工場所が、南海トラフ地震防災対策推進地域に含まれる場合は、「その他事項」の「南海トラフ地震防災対策推進地域における対応」を参照し、必要事項を施工計画書に記載の上、適切に対応すること。 * 施工場所 南海トラフ地震防災対策推進地域 ※ 含まれる(愛知県内全市町村) ・ 含まれない	
	* 工事の下請負	* 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 4) 下請負者が安城市の競争入札参加資格者である場合には、「安城市工事請負契約等に係る入札参加資格(一般・指名)停止要綱」に基づく指名停止期間中でないこと。	
	* 施工体制台帳	* 建設業法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを監督職員に提出すること。(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条)	
	* 施工体系図	* 下請契約を締結する場合には、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所(仮囲いなど)に掲示する。	
	* 騒音・振動対策	* 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達)」及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業(特定建設作業)及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(建設大臣告示)により指定された建設機械を使用する。 作業名: 建設機械名:	
	* 排出ガス対策型建設機械	* 排出ガス対策型建設機械の適用 ※ 有り ・ なし (対象機種: バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン(いずれもディーゼルエンジン出力7.5~260KW))	
	* 貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱	* 工事場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」(愛知県: https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/000034411.html)に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。	
	* 特定特殊自動車の燃料	* 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。 なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。	
	* 薬液注入工法	* 薬液注入工法により地盤の改良を行う場合は、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」(建設省事務次官通達)による。	
	* 石綿含有仕上塗材の除去・補修、既存壁等への作業	* 既存の壁等に対して作業(仕上塗材の除去・補修、コア抜きやアンカーボルト打設作業など仕上塗材の破断を伴う全ての作業)をする場合は、既存壁等の石綿含有仕上塗材使用の有無を確認し、石綿が含有されている場合は、除去工法、作業方法等について関係法令所管部局及び監督職員と協議の上、適切な石綿飛散防止措置を講じること。	
* 建設業退職金共済制度	* 本工事に伴う自社及び下請負会社の中にこの制度を使用する者がある場合は、同制度に加入し、掛金収納書を提出しなければならない。制度を使用しない又は証紙を購入しない場合は、理由書等を提出する。 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に掲示しなければならない。		
* CCUSの活用	* 建設キャリアアップシステムの活用に関して、工事成績評価において評価を希望する場合は、工事着手までに工事打合せ簿により申し出るとともに、工事完了時に活用状況を確認できる資料を監督員に提出すること。		
2章 共通工事			
1節 仮設工事			
2.1.1 一般事項			
【改修2.2.2】 足場その他	* 足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」について(令和5年12月26日厚生労働省労働基準局長 基発1226第2号)に規定する「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2の(1)手すり据置方式又は2の(2)手すり先行専用足場方式により行う。 * 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工事中用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。		
			図面番号
			安城産業文化公園受変電設備ほか保全更新工事
			電気設備工事特記仕様書 2/7 縮尺 N.S.
			E-02
	検 図	製 図	設 計

章	項目	特記事項	備考
2編		*一般照明の照度測定 ※行う ・行わない ・図示による *総合動作試験【改修工事の場合】 ○行う ・行わない	【改修2.19.2】
1章 機材	1節 キュービクル式配電盤	*機材 ※6kV端末処理材はプレハブとする。 ・()	【改修1.1.1】
1.1.3	キャビネット	*キャビネット(屋内) ※鋼板製 ・ステンレス製 ・図示による ドアの錠の鍵の仕様等を指定する場合 ・図示による ・() ドアのハンドルの施錠・開錠状態表示 ・表示付とする ・表示付としない *キャビネット(屋外) ※鋼板製 ・ステンレス製 ・図示による ドアの錠の鍵の仕様等を指定する場合 ・図示による ・() ドアのハンドルの施錠・開錠状態表示 ・表示付とする ・表示付としない *低圧進相コンデンサの絶縁方式 ※図示による ・油入 ・乾式 *低圧進相コンデンサ用直列リアクトルの容量 ※組合せる低圧進相コンデンサの容量の6% ・() *積算計器 計量法による検定付 ・適用する ※適用しない *交流遮断器の操作方式 ※図示による ・手動ばね操作方式 ・電気操作方式 *高圧進相コンデンサの絶縁方式 ※図示による ・油入 ・乾式 素子種別 ※図示による ・蒸着電極コンデンサ(SH) ・はく電極コンデンサ(NH) *直列リアクトル 絶縁方式 ※図示による ・油入 ・モールド 最大許容電流が高調波条件により許容する値を超える場合 ・() ・図示による *高圧負荷開閉器の操作方式 ・電動式 励磁突入電流抑制対策機能付 ・適用する ・適用しない 高圧引込用負荷開閉器(架空引込用)(PAS) ※図示による ・避雷器内蔵 ・避雷器非内蔵	【改修1.1.1】 【改修1.2.4】
第3編	1.1.5 器具類		【改修1.2.4】
3	1.1.6 高圧機器		
2節 高圧スイッチギヤ	1.2.2 構造一般	*運転連続性喪失区分及び仕切板等級 ・LSC1 ・LSC1-PI ・() ・図示による	
1.2.4 導電部	*高圧スイッチギヤの導電部 定格電流 ・() ・図示による 定格短時間耐電流 ・() ・図示による		
3節 22/33kV特別高圧スイッチギヤ	1.3.2 構造一般	*運転連続性喪失区分及び仕切板等級 ・LSC1 ・LSC1-PI ・LSC2B-PI ・() ・図示による	
1.3.4 導電部	*22/23kV特別高圧スイッチギヤの導電部 定格電流 ・() ・図示による 定格短時間耐電流 ・() ・図示による		
5節 低圧スイッチギヤ	1.5.2 構造一般	*スイッチギヤの形 ・CX形 ・CS形 ・CW形 ・FW形 ・図示による	
1.5.4 導電部	*定格電流 ・() ・図示による 定格短時間耐電流 ・() ・図示による 定格短時間耐電流通電時間 ※0.5秒 ・()		
7節 特別高圧監視制御装置	1.7.3 キャビネット	*ドアの錠の鍵の仕様等を指定する場合 ・図示による ・()	
8節 絶縁監視装置	1.8.3 キャビネット	*キャビネット ※鋼板製 ・ステンレス鋼板製 ・図示による	
1.8.5 性能	*低圧回路の監視機能 絶縁の経時変化の表示 ・行う ・行わない ・図示による		
9節 機材の試験	1.9.1 試験	*キュービクル式配電盤、高圧及び特別高圧スイッチギヤ等の温度上昇性能試験 ・行う ・行わない	
2章 施工	1節 据付け	2.1.1 キュービクル式配電盤等の据付け	【改修2.2.1】
2.1.2 特別高圧スイッチギヤの据付け	*水平震度及び鉛直震度 ・() ・図示による	【改修2.2.2】	
2節 配線	2.2.2 ケーブル配線	*ショックバック現象によるシース収縮抑制対策を施す場合 ・図示による ・()	【改修2.3.3】

章	項目	特記事項	備考
1.1.7	燃料等	*排気ガス処理装置等 原動機の排気ガスの窒素酸化物の規制値 ・()以下 ・図示による *燃料油 軽油 ・1号 ・2号 ・3号 ・特3号 ・図示による (JIS K 2204) 重油 ・1種(A種)1号 ・1種(A種)2号 ・図示による (JIS K 2205)	
1.1.8	配管材料等	*表1.1.9以外の燃料、冷却水、排気、始動用空気、給排気ダクト等の主要配管材料 ・() ・図示による	
2節 ガスエンジン発電装置	1.2.1 一般事項	*発電装置の運転時間 ※図示による ・()	
1.2.4 原動機	*性能 排気ガスの排出規制値 ・() ・図示による *共通台板 水平震度 ・() ・図示による *保安装置 外部用端子 ・設ける ・設けない ・図示による 表1.2.3の*印のうち、適用するもの ・() ・図示による		
1.2.5	配電盤		
1.2.6	補機附属装置等	*適用機器等 ・() ・図示による *原動機の排気ガスの窒素酸化物の規制値 ・()以下 ・図示による *燃料ガス ・天然ガス系都市ガス「13A」 ・天然ガス系都市ガス「12A」	
1.2.7	燃料等	*表1.1.9以外の燃料、冷却水、排気、始動用空気、給排気ダクト等の主要配管材料 ・() ・図示による	
1.2.8	配管材料等		
3節 ガスタービン発電装置	1.3.1 一般事項	*発電装置の運転時間 ※図示による ・()	
1.3.4 原動機	*構造一般 原動機の外箱周囲1mにおける運転音 ※90dB(A)以下 ・() *性能 排気ガスの排出規制値 ・() ・図示による *部品等 潤滑油系統の配管に設ける冷却器 ※空冷式 ・水冷式 ・図示による *共通台板 水平震度 ・() ・図示による *保安装置 外部用端子 ・設ける ・設けない		
5	1.3.5 配電盤		
1.3.6	補機附属装置等	*主燃料タンク等 磁わい式液面検出装置 ・使用する ・使用しない ・図示による 燃料小出タンク 鋼板製 ・ステンレス鋼板製 ・図示による 給油ボックス等 キャビネット ※ステンレス鋼板製 ・鋼板製 ・図示による 主燃料タンクから離れた給油ボックスで注油を行う場合又は複数の主燃料タンクがある場合の給油ボックスと遠隔油量指示計 ・共用形とする ・図示による 磁わい式液面計 ・設ける ・設けない ・図示による	
1.3.7	燃料等	*原動機の排気ガスの窒素酸化物の規制値 ・()以下 ・図示による *燃料油 灯油 ・1号 ・2号 ・図示による (JIS K 2203) 軽油 ・1号 ・2号 ・3号 ・特3号 ・図示による (JIS K 2204) 重油 ・1種(A種)1号 ・1種(A種)2号 ・図示による (JIS K 2205)	
1.3.8	配管材料等	*燃料ガス ・天然ガス系都市ガス「13A」 ・天然ガス系都市ガス「12A」 *表1.1.9以外の燃料、冷却水、排気、始動用空気、給排気ダクト等の主要配管材料 ・() ・図示による	
4節 マイクロガスタービン発電装置	1.4.1 一般事項	*発電出力200kw超のマイクロガスタービン発電装置の仕様等 ※図示による *発電装置の運転時間 ※図示による ・() *運転方式 系統連系しないもの ・() ・図示による	
1.4.2	構造一般	*外箱周囲1mにおける運転音 ※70dB(A)以下 ・()	
1.4.3	発電機	*逆変換装置の出力電気方式 ・三相3線式 ・三相4線式 ・単相3線式 ・単相2線式 ・図示による	
1.4.4	原動機	*マイクロガスタービンの排熱と蒸気又は排ガス吸収式を組み合わせる場合 ・() ・図示による *排気ガスの排出規制値 ・() ・図示による *保安装置 外部用端子 ・設ける ・設けない	
1.4.5	制御装置		
1.4.6	排気ガス処理装置等	*原動機の排気ガスの窒素酸化物の規制値 ・()以下 ・図示による	
1.4.8	共通台板	*共通台板 水平震度 ・() ・図示による	
1.4.11	主燃料タンク等	*主燃料タンク等 磁わい式液面検出装置 ・使用する ・使用しない ・図示による 燃料小出タンク 鋼板製 ・ステンレス鋼板製 ・図示による 給油ボックス等 キャビネット ※ステンレス鋼板製 ・鋼板製 ・図示による 主燃料タンクから離れた給油ボックスで注油を行う場合又は複数の主燃料タンクがある場合の給油ボックスと遠隔油量指示計 ・共用形とする ・図示による 磁わい式液面計 ・設ける ・設けない ・図示による	
1.4.13	燃料等	*燃料ガス ・天然ガス系都市ガス「13A」 ・天然ガス系都市ガス「12A」	
1.4.14	配管材料等	*表1.1.9以外の燃料、冷却水、排気、始動用空気、給排気ダクト等の主要配管材料 ・() ・図示による	
5節 燃料電池発電装置	1.5.1 一般事項	*燃料電池発電装置の仕様等(りん酸形燃料電池以外で出力10Kw以上のもの) ※図示による *運転方式 系統連系しないもの ・() ・図示による *発電装置の運転時間 ※図示による ・() *設置条件(温度) ※1.5.1(6)(ア)、(イ)による ・() ・図示による	
1.5.3	燃料電池装置	*燃料電池装置の出力電気方式 ・三相3線式 ・単相3線式 ・図示による *制御装置 遠方監視用端子 ・設ける ・設けない ・図示による 表1.5.3の*1印のうち、適用するもの ・() ・図示による	
1.5.8	燃料等	*燃料ガス ・天然ガス系都市ガス「13A」 ・天然ガス系都市ガス「12A」	
1.5.9	配管材料等	*表1.1.9以外の燃料、冷却水、排気、始動用空気、給排気ダクト等の主要配管材料 ・() ・図示による	
6節 熱併給発電装置(コージェネレーション装置)	1.6.1 一般事項	*ディーゼルエンジン発電装置、ガスエンジン発電装置、ガスタービン発電装置及びマイクロガスタービン発電装置 発電装置の運転時間 ※図示による ・() *燃料電池発電装置 燃料電池発電装置の仕様等(りん酸形燃料電池以外で出力10Kw以上のもの) ※図示による 運転方式 系統連系しないもの ・() ・図示による 発電装置の運転時間 ※図示による ・() 設置条件(温度) ※1.5.1(6)(ア)、(イ)による ・() ・図示による	
7節 太陽光発電装置	1.7.1 一般事項	*太陽光発電装置 ※系統連系形 ・() ・図示による *自立運転 ・行う ・行わない ・図示による *公称出力 ※図示による ・() *PV直流用SPD 設ける ・設けない ・図示による PV直流用SPDクラスⅡの性能 ※表1.7.2による ・() ・図示による PV直流用SPDクラスⅠの性能 ・() ・図示による	
1.7.2	太陽電池アレイ		
1.7.3	接続箱		
1.7.4	パワーコンディショナ及び系統連系保護装置	*交流出力電圧 ・100V ・200V ・図示による *出力電気方式 ・三相3線式 ・単相3線式 ・単相2線式 ・図示による *出力制御 ・行う ・行わない ・図示による	
		安城産業文化公園受変電設備ほか保全更新工事	図面番号
		電気設備工事特記仕様書 4/7 縮尺 N.S.	E-04
	検 査	製 図	設 計

章	項目	特記事項	備考	章	項目	特記事項	備考
第6編	1.13.2 カメラ	* 通信用SPDを設置する場合のカテゴリ ・カテゴリC2 ・カテゴリD1 ・() ・図示による * ファイアウォールを設ける場合 インタフェースの種類、数量、対応可能な同時セッション数、処理能力、暗号化機能等 ・() ※ 図示による * UTMを設ける場合 各種機能 ・() ・図示による * レンズ交換形 レンズの区分、機能等 ・() ・図示による * レンズ一体形 レンズの区分、機能等 ・() ・図示による		第6編	2節 警報盤		
	1.13.3 モニタ装置	* カメラへの電源供給方式 ・() ・図示による * カラモニタの解像度 ・() ・図示による			1.2.1 一般事項	* 信号の伝送方式 ・() ・図示による	
	1.13.4 録画装置	* デジタル記憶媒体の容量 ・() ・図示による * 時刻補正の方式 ・() ・図示による * デジタルレコーダの録画条件 ・() ・図示による NTSC方式の映像信号の取込 ・() ・図示による * 録画サーバーの録画条件 ・() ・図示による 通信プロトコル(ネットワーク伝送方式の場合) ※ TCP/IP ・() ・図示による NTSC方式の映像信号の取込 ・() ・図示による			3節 簡易形監視制御装置	* 簡易形監視制御装置の機能[表1.3.1]において基本機能に追加するもの] ・() ・図示による * 通信用SPDを設置する場合のカテゴリ ・カテゴリC2 ・カテゴリD1 ・() ・図示による * 機器構成 ・() ・図示による	
	1.13.5 その他	* 構内情報通信網装置を介して外部から録画装置に接続し、制御、閲覧等を行う機能 ・() ・図示による * 耐候形ハウジングに取り付けられるようにするもの ・ワイパ ・テフロスタ ・ヒータ ・ファン * 旋回装置付カメラ レンズの区分、機能等 ・() ・図示による カメラへの電源供給方式 ・() ・図示による * ネットワーク伝送方式における機器の監視操作部 画面分割数 ・() ・図示による * 時刻同期装置 ※ 設けない 設ける(時刻補正の方式) ・() ・図示による * 動体検知の対象とするカメラ ・() ・図示による 動体検知の機能 ・侵入検知 ・滞留検知 ・方向検知 ・図示による 検知後の動作 ・警報 ・移報 ・画面切替 ・警報ログ ・図示による			4節 監視制御装置	* 監視制御装置機能[表1.3.1]において基本機能に追加するもの] ・() ・図示による * 通信用SPDを設置する場合のカテゴリ ・カテゴリC2 ・カテゴリD1 ・() ・図示による * 監視操作装置の機器構成 ・() ・図示による * キヤビネットに組み込む場合のキャビネットの外観、構造等 ※ 図示による ・() * プログラムタイム機能の精度 ※ 月差60秒以下 ・()	
	14節 駐車場管制装置				7	* エネルギー管理装置の機能のみを監視操作装置又は遠隔監視(クラウドサービス等)に具備する場合 ・監視操作装置に具備する ・遠隔監視(クラウドサービス等)に具備する ・図示による * 機器構成 ・表示装置 ・キーボード等 ・() ・図示による * エネルギー管理装置の機能[表1.3.1] ・() ・図示による	
	1.14.2 管制盤	* 屋内用キャビネット ※ 鋼板製 ・ステンレス鋼板製 ・図示による ドアの錠の鍵の仕様等を指定する場合 ・図示による ・() ドアのハンドル施錠・開錠状態表示 ・表示付としない * 屋外用キャビネット ※ 鋼板製 ・ステンレス鋼板製 ・図示による ドアの錠の鍵の仕様等を指定する場合 ・図示による ・() ドアのハンドル施錠・開錠状態表示 ・表示付としない * カウンタ制御の機能の有無 ・あり ・なし ・図示による * 屋内用キャビネット ※ 鋼板製 ・ステンレス鋼板製 ・図示による ドアの錠の鍵の仕様等を指定する場合 ・図示による ・() ドアのハンドル施錠・開錠状態表示 ・表示付としない * 屋外用キャビネット ※ 鋼板製 ・ステンレス鋼板製 ・図示による ドアの錠の鍵の仕様等を指定する場合 ・図示による ・() ドアのハンドル施錠・開錠状態表示 ・表示付としない * 発行券 ・磁気式 ・ICカード式 ・() ・図示による * 発行方式 ・() ・図示による			1.4.3 エネルギー管理装置	* エネルギー需給制御装置の機能のみを監視操作装置又はエネルギー管理装置に具備する場合 ・監視操作装置に具備する ・エネルギー管理装置に具備する ・図示による * 機器構成 ・表示装置 ・キーボード等 ・() ・図示による * エネルギー管理装置の機能[表1.3.1] ・() ・図示による * 印字方式 ・インクジェット方式 ・電子写真方式(レーザー方式 ・LED方式) ・()	
	1.14.5 発券機	* 屋内用キャビネット ※ 鋼板製 ・ステンレス鋼板製 ・図示による ドアの錠の鍵の仕様等を指定する場合 ・図示による ・() ドアのハンドル施錠・開錠状態表示 ・表示付としない * 屋外用キャビネット ※ 鋼板製 ・ステンレス鋼板製 ・図示による ドアの錠の鍵の仕様等を指定する場合 ・図示による ・() ドアのハンドル施錠・開錠状態表示 ・表示付としない * 発行券 ・磁気式 ・ICカード式 ・() ・図示による * 発行方式 ・() ・図示による			1.4.4 エネルギー需給制御装置	* エネルギー需給制御装置の機能のみを監視操作装置又はエネルギー管理装置に具備する場合 ・監視操作装置に具備する ・エネルギー管理装置に具備する ・図示による * 機器構成 ・表示装置 ・キーボード等 ・() ・図示による * エネルギー管理装置の機能[表1.3.1] ・() ・図示による * 印字方式 ・インクジェット方式 ・電子写真方式(レーザー方式 ・LED方式) ・()	
	1.14.7 カードリーダー	* 屋内用キャビネット ※ 鋼板製 ・ステンレス鋼板製 ・図示による ドアの錠の鍵の仕様等を指定する場合 ・図示による ・() ドアのハンドル施錠・開錠状態表示 ・表示付としない * 屋外用キャビネット ※ 鋼板製 ・ステンレス鋼板製 ・図示による ドアの錠の鍵の仕様等を指定する場合 ・図示による ・() ドアのハンドル施錠・開錠状態表示 ・表示付としない			2章 施工	* 最大使用電圧が60Vを超える回路に用いる場合 機器の水平震度及び鉛直震度 ・() ・図示による 横引き管等 耐震安全性の分類[表2.1.2] ・一般の施設 ※ 特定の施設 垂直配管等 耐震安全性の分類[表2.1.3] ・一般の施設 ※ 特定の施設 建物のエキスパンションポイント部の配線の余長 ・() ・図示による 建物引込部の地盤変位への対応を行う配管 ・標準図第2編の措置を行う ・() ・図示による 直線部の距離が長い箇所のエキスパンションホースの設置 ・設ける ・設けない ・図示による シュリンクバック現象によるシース収縮抑制対策を施す場合 ・図示による ・() ハンドホールの壁にケーブル及び接続部の支持材を取付ける場合 ・図示による ・() C種接地工事又はD種接地工事の接地線の太さ[配線用遮断器等の定格電流が100V以下の場合] ・表2.13.2による ・8mm ² 以上 ・() ・図示による 大地抵抗率測定用補助接地極の埋設 ・行う ・行わない ・図示による	
	15節 防犯・入退室管理装置				2.2.1 配線		
	1.15.1 一般事項	* 機器の時刻補正の方式 ・() ・図示による			2.1 配線		
	1.15.2 制御装置	* 表1.15.1において基本機能に追加するもの ・遠隔施錠制御 ・スケジュール設定、制御 ・記録機能 ・照明、空調制御 ・防災、防犯等インテグレーション機能 ・図示による ・停電補償機能 稼働範囲 ・() ・図示による 稼働時間 ・() ・図示による			2.2 配線		
	1.15.3 認識部	* 認識方法 ・() ・図示による * ランダム式キー ・適用する ・適用しない			2.2.1 配線		
	1.15.4 その他の機器	* バイオメトリクス照合装置のバイオメトリクス情報の区別、機能等 ・図示による ・() * セキュリティゲート 通過処理能力 ・() ・図示による 通路幅の構造、材質等 ・図示による ・() 車椅子の通行可能機能 ・有 ・無			2.2.1 配線		
	16節 自動火災報知装置	* 鍵管理装置の認識方法 ・() ・図示による			2.2.1 配線		
1.16.1 一般事項	* 通信用SPDを設置する場合のカテゴリ ・カテゴリC2 ・カテゴリD1 ・() ・図示による		2.2.1 配線				
1.16.3 副受信機・表示装置	* 液晶ディスプレイ 画面サイズ、表示色数、形式等 ※ 図示による ・()		2.2.1 配線				
18節 非常警報装置			2.2.1 配線				
1.18.1 一般事項	* 緊急地震放送 ・行う ・行わない ・図示による		2.2.1 配線				
19節 ガス漏れ火災警報装置			2.2.1 配線				
1.19.3 副受信機	* 液晶ディスプレイ 画面サイズ、表示色数、形式等 ※ 図示による ・()		2.2.1 配線				
2章 施工			2.2.1 配線				
【改修】1節 共通事項			2.2.1 配線				
【2.1.1】 事前確認	* 端末機器等の取付け取外し工事の事前確認の適用 ・配線の確認 ・端末機器等と主装置等の対照		2.2.1 配線				
【2.1.15】 主装置等の更新	* 主装置等に接続されている電線収容物、ケーブル保護物が撤去に支障がある場合の取扱い ※ 図示による		2.2.1 配線				
【2.1.17】 自動火災報知設備等の改修	* R型及び自動試験機能付きのP型受信機の設定 ※ 図示による ・()		2.2.1 配線				
13節 構内情報通信網設備			2.2.1 配線				
2.13.2 機器の取付け	* 複数の室内又は屋外に無線LANを構築する場合の電波干渉調査 ・行う ・行わない ・図示による	【改修2.14.2】	2.2.1 配線				
19節 テレビ共同受信設備			2.2.1 配線				
2.19.3 受信調査	* 受信調査を行うチャンネル ・() ・図示による	【改修2.20.3】	2.2.1 配線				
20節 テレビ電波障害防除設備			2.2.1 配線				
2.20.2 事前調査	* 事前調査を行う箇所数 ・() 調査を行うチャンネル ・()	【改修2.22.2】	2.2.1 配線				
22節 駐車場管制設備			2.2.1 配線				
2.22.2 機器の取付け	* 光線式検知器 2組の投受光器の間隔、取付け高さ ・() ・図示による * 超音波センサ式検知器 2個以上設置する場合の設置間隔 ・() ・図示による	【改修2.28.2】	2.2.1 配線				
28節 施工の立会い及び試験			2.2.1 配線				
2.28.2 施工の試験	* 映像・音響設備に行う試験 ・インバータ試験 ・残響時間試験 ・伝送周波数特性試験 ・音圧分布試験	【改修2.28.2】	2.2.1 配線				
第7編	1章 機材		【改修1.1.1】				
1節 共通事項			【改修1.1.1】				
1.1.1 一般事項	* 中央監視制御装置の信号入出力条件(標準図第6編「中央監視制御設備工事」以外) ・()	【改修1.1.1】	【改修1.1.1】				

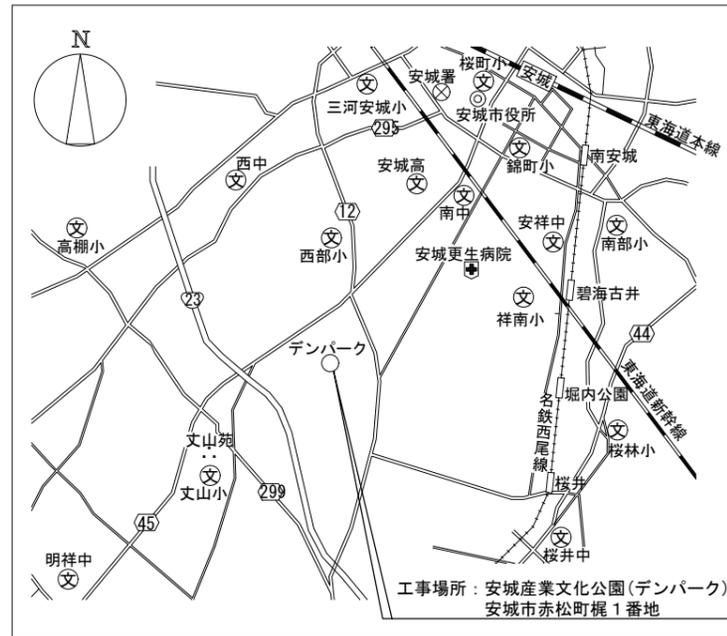
他の事項	東洋ゴム化工品(株)及びニッタ加工品(株)で製造された製品・材料を用いる場合	受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者)によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。 なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験名</th> <th>計測項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常状態での試験(常態試験)</td> <td>硬さ、比重、引張強度、伸び</td> </tr> <tr> <td>熱老化試験</td> <td>熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)</td> </tr> <tr> <td>圧縮永久ひずみ試験</td> <td>圧縮による残留歪み</td> </tr> <tr> <td>製品検査</td> <td>外観、寸法、性能</td> </tr> </tbody> </table>	試験名	計測項目	通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び	熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)	圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み	製品検査	外観、寸法、性能
	試験名	計測項目										
	通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び										
熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)											
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み											
製品検査	外観、寸法、性能											
	ただし、第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。											

		安城産業文化公園受変電設備ほか保全更新工事	図面番号
		電気設備工事特記仕様書 6/7	E-06
		縮尺 N.S.	
検図	製図	設計	

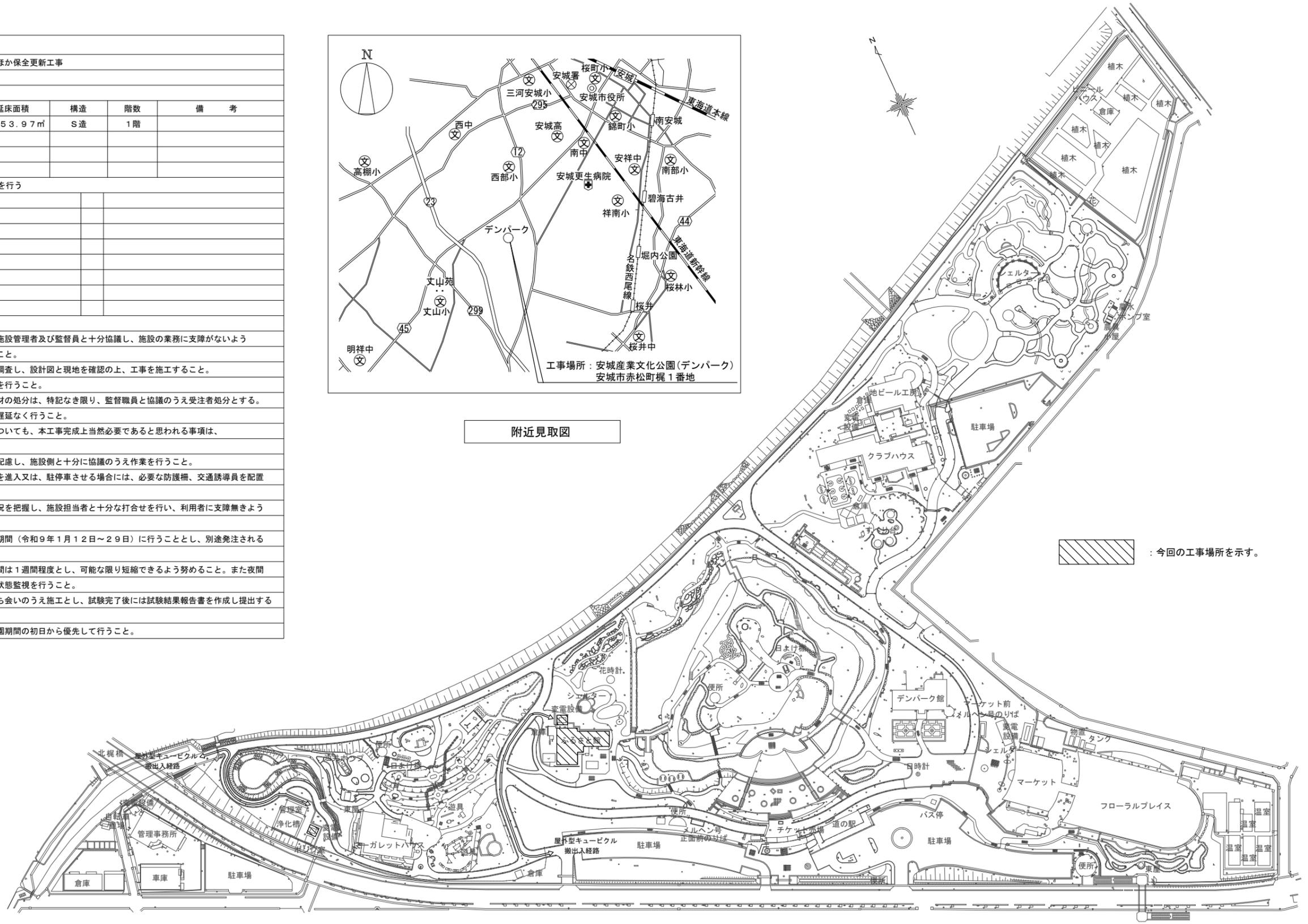
章	項目	特記事項	備考																																																											
そ の 他 事 項	○本設計図、共通仕様書及び標準図に記載されたものの他は営繕工事における耐震性強化指針による。	<p>*局部震度法による建築設備機器(水槽類を除く)の設計用標準水平震度(KS)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">設置場所</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">※ 特定の施設</th> <th colspan="2">一般の施設</th> </tr> <tr> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>2.0 (2.0)</td> <td>1.5 (2.0)</td> <td>1.5 (2.0)</td> <td>1.0 (1.5)</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5 (1.5)</td> <td>1.0 (1.5)</td> <td>1.0 (1.5)</td> <td>0.6 (1.0)</td> </tr> <tr> <td>1階及び地下階</td> <td>1.0 (1.0)</td> <td>0.6 (1.0)</td> <td>0.6 (1.0)</td> <td>0.4 (0.6)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)()内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。</p> <p>*局部震度法による水槽類の設計用標準水平震度(KS)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">設置場所</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">※ 特定の施設</th> <th colspan="2">一般の施設</th> </tr> <tr> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>1階及び地下階</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>*重要機器</p> <table border="1"> <tr> <td>受変電設備機器、自家発電設備機器、直流電源機器、通信機器、電話交換機器、給水装置、排水装置、重要な空調熱源機器、中央監視制御機器</td> <td>危険物関係機器、危険物用防災機器、避難用機器、防災機器</td> <td>火気使用機器、(除、ガス瞬間湯沸器等)第1種圧力容器、高圧ガス機器、油槽類105kW以上の冷凍機、冷却塔、貯湯槽大型水槽類、特殊ガス容器等</td> </tr> </table> <p>*上記の他、上記を機能させるために必要な補器類、施設特性により重要とされるもの及び特に指定するもの。()</p>	設置場所	耐震安全性の分類				※ 特定の施設		一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)	中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)	1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)	設置場所	耐震安全性の分類				※ 特定の施設		一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0	中間階	1.5	1.0	1.0	0.6	1階及び地下階	1.5	1.0	1.0	0.6	受変電設備機器、自家発電設備機器、直流電源機器、通信機器、電話交換機器、給水装置、排水装置、重要な空調熱源機器、中央監視制御機器	危険物関係機器、危険物用防災機器、避難用機器、防災機器	火気使用機器、(除、ガス瞬間湯沸器等)第1種圧力容器、高圧ガス機器、油槽類105kW以上の冷凍機、冷却塔、貯湯槽大型水槽類、特殊ガス容器等	<p>本表は建築物の構造体が鉄筋コンクリート造、鉄骨造のものに適用する。</p> <p>上層階は、2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階。</p> <p>中間階は、地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの。(平屋建は1階と屋上で構成され中間階はなし)</p> <p>設置場所の区分は機器を支持している床部分にしたがって適用する。</p> <p>水槽類にはオイルタンク等を含む。</p>
		設置場所		耐震安全性の分類																																																										
				※ 特定の施設		一般の施設																																																								
			重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																								
		上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)																																																								
		中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)																																																								
		1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)																																																								
		設置場所	耐震安全性の分類																																																											
			※ 特定の施設		一般の施設																																																									
			重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																								
上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0																																																										
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6																																																										
1階及び地下階	1.5	1.0	1.0	0.6																																																										
受変電設備機器、自家発電設備機器、直流電源機器、通信機器、電話交換機器、給水装置、排水装置、重要な空調熱源機器、中央監視制御機器	危険物関係機器、危険物用防災機器、避難用機器、防災機器	火気使用機器、(除、ガス瞬間湯沸器等)第1種圧力容器、高圧ガス機器、油槽類105kW以上の冷凍機、冷却塔、貯湯槽大型水槽類、特殊ガス容器等																																																												
○特定建設資材の再資源化等	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。																																																													
○再資源化等報告書	「再資源化等報告書」は、建設企画課のホームページhttps://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html「建築工事事務の手引(関連様式)」から入手可能。(注)別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。																																																													
*別表1 建築物に係る解体工事																																																														
*別表2 建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)																																																														
*別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(外構・工作物等)																																																														
*別表4 再資源化等をする施設の名称及び所在地																																																														
南海トラフ地震防災対策推進地域における対応	<p>1) 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあっては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。</p> <p>2-1) 本工事の施工場所に住民事前避難対象地域が含まれる場合 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、契約約款第20条の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、住民事前避難対象地域での工事を中断し、直ちに退避するものとし、警戒する措置が解除されるまでの間(1週間)は当該箇所での工事を一時中止するものとする。また、住民事前避難対象地域以外の施工場所についても、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、警戒する措置が解除されるまでの間(1週間)は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。</p> <p>2-2) 本工事の施工場所に住民事前避難対象地域が含まれない場合 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、契約約款第20条の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、警戒する措置が解除されるまでの間(1週間)は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。</p>																																																													

章	項目	特記事項	備考		
そ の 他 事 項	<p>3) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。</p> <p>4) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。</p> <p>5) なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合は、後発地震又は津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。</p>				
		電気設備工事指定資材			
		*電線管 波付硬質合成樹脂管(FEP)及びポリエチレン被覆鋼管は、JIS規格適合品を使用すること。			
		照明類	LED照明器具(一般屋内用に限る。)	LED照明器具(屋外用)	評価名簿登録品(★1) ★1のLED照明器具(一般屋内用に限る。)の評価名簿登録品メーカーの製品
		電線類	照明制御装置		評価名簿登録品
			可変速運転用インバータ装置		評価名簿登録品
			非常用照明器具		(一財)日本建築センターの防災性能評定マークが貼付されたもの または、(一社)日本照明工業会のJIL適合マークが貼付されたもの
			誘導灯		(社)日本電気協会(誘導灯審査委員会)の認定証票が貼付されたもの
			耐火・耐熱電線		社団法人電線総合技術センター(JECTEC)の認定を受けたもの
		盤類	分電盤(実験盤を含む)		評価名簿登録品
制御盤			評価名簿登録品		
消防防災用制御盤			(一財)日本消防設備安全センターの認定証票が貼付されたもの		
キュービクル式配電盤			評価名簿登録品		
高圧スイッチギヤ(CW形)			評価名簿登録品		
高圧機器	高圧スイッチギヤ(PW形)		評価名簿登録品		
	高圧交流遮断器		評価名簿登録品(★2)		
	高圧進相コンデンサ		評価名簿登録品		
	高圧限流ヒューズ		評価名簿登録品		
	高圧負荷開閉器		評価名簿登録品		
電磁開閉器類	高圧変圧器(特定機器)		評価名簿登録品		
	高圧避雷器		評価名簿登録品		
	電磁開閉器、接触器		★2の遮断器類の評価名簿登録メーカーの製品		
	絶縁監視装置	高圧回路の絶縁監視装置	評価名簿登録品		
	低圧回路の絶縁監視装置		評価名簿登録品		
蓄電池	ベント形据置鉛蓄電池		評価名簿登録品		
	制御弁式据置鉛蓄電池		評価名簿登録品		
	据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池		評価名簿登録品		
直流電源装置	シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池		評価名簿登録品		
	消防設備用		蓄電池設備認定委員会の認定証票が貼付されたもの		
交流無停電電源装置		簡易型を除く	評価名簿登録品		
自家発電装置			(一社)日本内燃力発電設備協会の認定証票が貼付されたもの		
太陽光発電装置	パワーコンディショナ及び系統連系保護装置		評価名簿登録品		
通信設備	構内交換装置	交換機、主装置、電話機	(一財)電気通信端末機器審査協会の認定表示があるもの		
	監視カメラ装置		評価名簿登録品		
	自動火災報知装置	感知器、発信機、中継器、受信機	日本消防検定協会の検定合格証票が貼付されたもの		
	自動閉鎖装置	運動制御盤、自動閉鎖装置	(一社)日本火災報知機工業会、(一社)日本シャッター・ドア協会及び日本防排煙工業会の自主評定マークが貼付されたもの		
	非常警報装置	ベル、表示灯、起動装置	日本消防検定協会の検定合格証票が貼付されたもの		
	非常放送	消防設備用	日本消防検定協会の認定合格証票が貼付されたもの		
	ガス漏れ警報装置	受信機、中継器	日本消防検定協会又は高圧ガス保安協会の検定合格証票が貼付されたもの		
		検知器	(一財)日本ガス機器検査協会の認証を受けたもの		
			または高圧ガス保安協会の検定合格証票が貼付されたもの		
	中央監視制御装置		評価名簿登録品		
サージ保護デバイス	低圧用SPD		評価名簿登録品		
<p>注)本工事に使用する資材・機材は、上表によるほか、令和7年版国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各標準仕様書、工事特記仕様書、図面で指定された品質、性能を有するもの及び以下のものとする。</p> <p>1) (一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設備機材等(「評価名簿登録品」という)。</p> <p>ただし、評価書の「納入地区及びアフターサービス地区」に当該工事場所が含まれる場合に限る。</p> <p>2) (一財)ベターリビングが認定した優良住宅部品(BL部品)。ただし、現場においてBLマーク表示が確認できるものに限る。</p> <p>3) その他、各標準仕様書の仕様規定及び試験方法に適合することが証明書等で確認でき、監督職員の承諾を得られたもの。</p> <p>(定期的なメンテナンスが必要になる機材については、メンテナンス(アフターサービス)の体制についても監督職員に承諾が得られること。)</p> <p>なお「評価名簿登録品」は、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」の評価書の写しを提出することにより、その評価を受けたこと及びメンテナンスの体制があることについて証明することができる。</p>					
			図面番号		
			安城産業文化公園受変電設備ほか保全更新工事		
			電気設備工事特記仕様書 7/7 縮尺 N.S.		
	検 図	製 図	設 計		
			E-07		

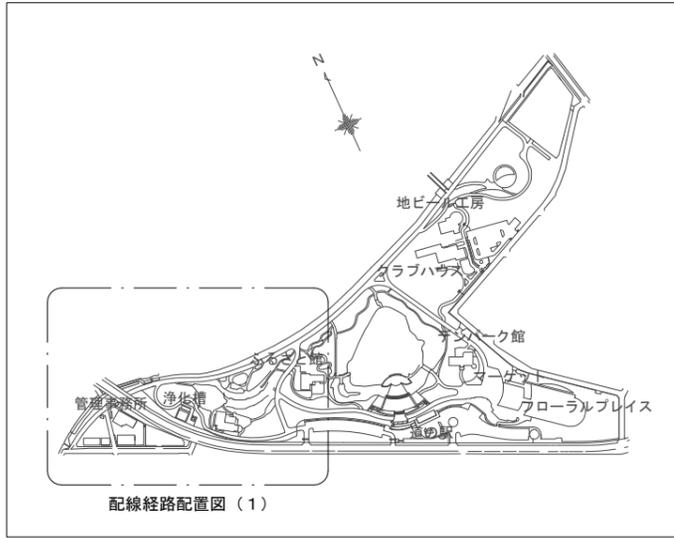
工事概要					
工事名称	安城産業文化公園受変電設備ほか保全更新工事				
工事場所	安城市赤松町梶1番地				
公園面積	131,000㎡				
建物概要	建物名称	延床面積	構造	階数	備考
	ふるさと館	453.97㎡	S造	1階	
工事概要					
	下記の電気設備更新工事一式を行う				
1	受変電設備				
	・ふるさと館				
	・合併処理槽				
2	自動火災報知設備				
	・ふるさと館				
3	非常放送設備				
	・ふるさと館				
特記事項					
1)	本工事の施工にあたっては、施設管理者及び監督員と十分協議し、施設の業務に支障がないよう安全対策等に配慮し施工すること。				
2)	工事着手前に、既設を十分に調査し、設計図と現地を確認の上、工事を施工すること。				
3)	本工事施工中は、十分な養生を行うこと。				
4)	本工事にて発生する撤去発生材の処分は、特記なき限り、監督職員と協議のうえ受注者処分とする。				
5)	諸官庁届は、受注者の負担で遅延なく行うこと。				
6)	本設計図書に明記無き事項についても、本工事完成上当然必要であると思われる事項は、監督員と協議すること。				
7)	削り等音の出る作業は近隣に配慮し、施設側と十分に協議のうえ作業を行うこと。				
8)	本工事中で施設内に大型車両を進入又は、駐車させる場合には、必要な防護柵、交通誘導員を配置し危険防止に努めること。				
9)	本工事中は、常に施設利用状況を把握し、施設担当者との十分な打合せを行い、利用者に支障無きよう配慮すること。				
10)	園内の停電を伴う施工は休園期間（令和9年1月12日～29日）に行うこととし、別途発注される工事と密に調整を行うこと。				
11)	受変電設備更新に伴う停電期間は1週間程度とし、可能な限り短縮できるよう努めること。また夜間無人となる時間帯は発電機の状態監視を行うこと。				
12)	耐圧試験は電気主任技術者立ち合いのうえ施工とし、試験完了後には試験結果報告書を作成し提出すること。				
13)	高圧ケーブルの更新は長期休園期間の初日から優先して行うこと。				



附近見取図



配置図 1/2500



配線経路配置図 (1)

全体配置図

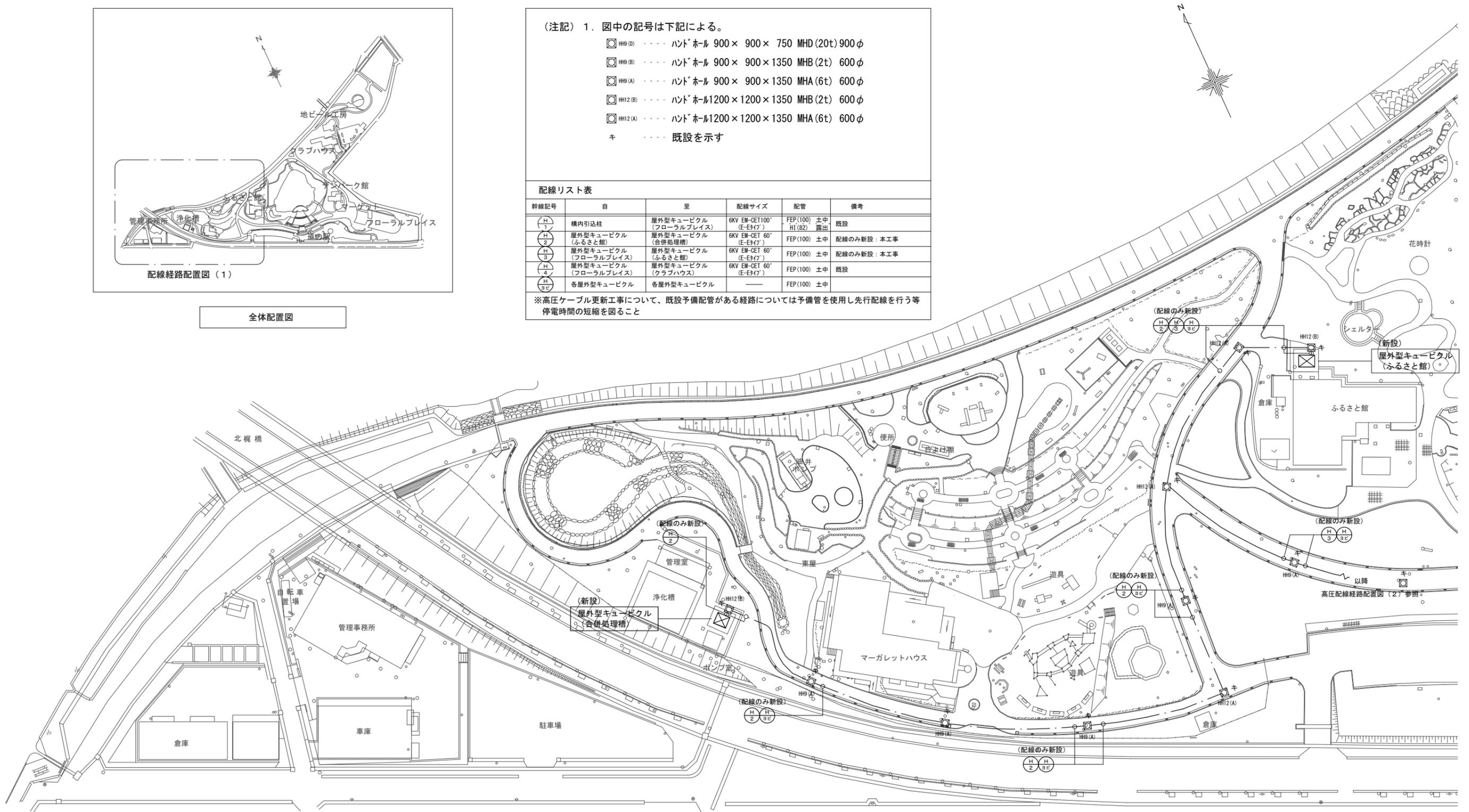
(注記) 1. 図中の記号は下記による。

- ☐ HH9 (D) ハンド・ホール 900 × 900 × 750 MHD (20t) 900φ
- ☐ HH9 (B) ハンド・ホール 900 × 900 × 1350 MHB (2t) 600φ
- ☐ HH9 (A) ハンド・ホール 900 × 900 × 1350 MHA (6t) 600φ
- ☐ HH12 (B) ハンド・ホール 1200 × 1200 × 1350 MHB (2t) 600φ
- ☐ HH12 (A) ハンド・ホール 1200 × 1200 × 1350 MHA (6t) 600φ
- キ 既設を示す

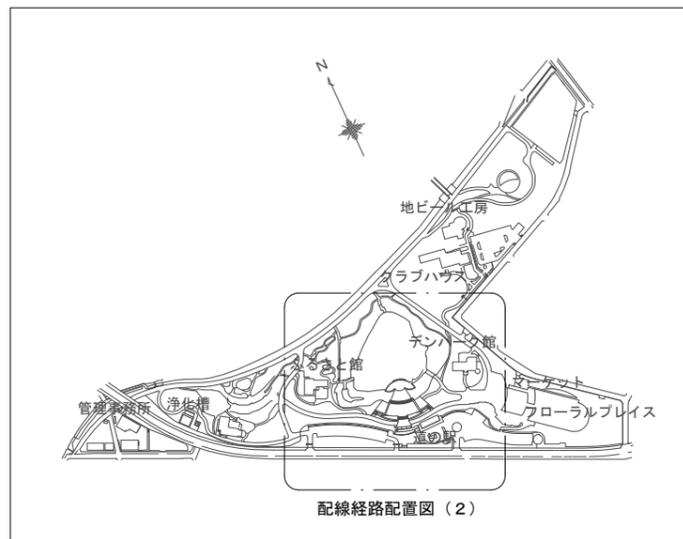
配線リスト表

幹線記号	自	至	配線サイズ	配管	備考
H1	橋内引込柱	屋外型キュービクル (フローラルプレイス)	6KV EM-GET100 ⁺ (E-E347)	FEP (100) 土中 露出	既設
H2	屋外型キュービクル (ふるさと館)	屋外型キュービクル (合併処理槽)	6KV EM-GET 60 ⁺ (E-E347)	FEP (100) 土中	配線のみ新設: 本工事
H3	屋外型キュービクル (フローラルプレイス)	屋外型キュービクル (ふるさと館)	6KV EM-GET 60 ⁺ (E-E347)	FEP (100) 土中	配線のみ新設: 本工事
H4	屋外型キュービクル (フローラルプレイス)	屋外型キュービクル (クラブハウス)	6KV EM-GET 60 ⁺ (E-E347)	FEP (100) 土中	既設
H5	各屋外型キュービクル	各屋外型キュービクル	—	FEP (100) 土中	既設

※高圧ケーブル更新工事について、既設予備配管がある経路については予備管を使用し先行配線を行う等 停電時間の短縮を図ること

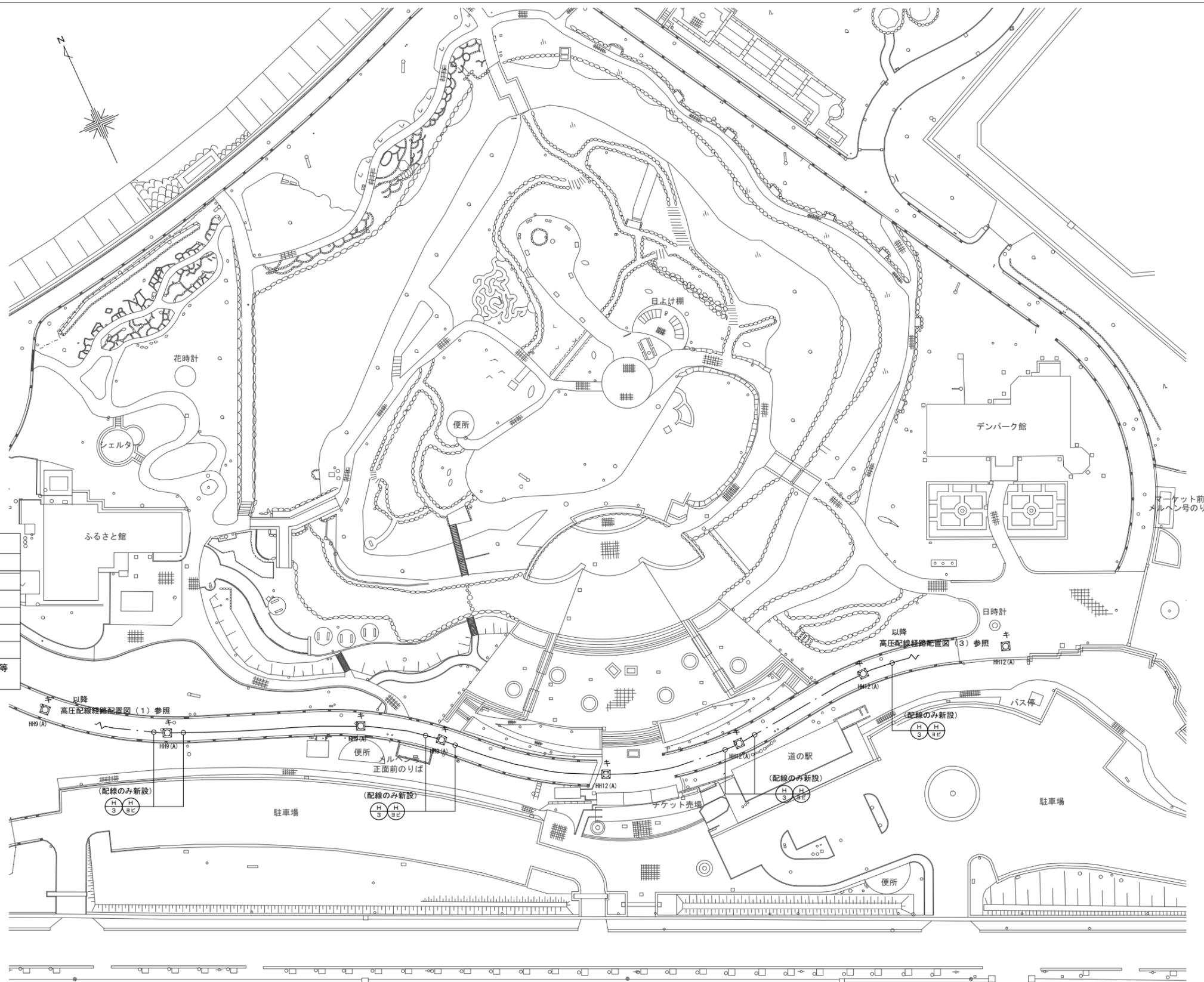


(改修後) 配線経路配置図 (1) 1/1000



配線経路配置図 (2)

全体配置図

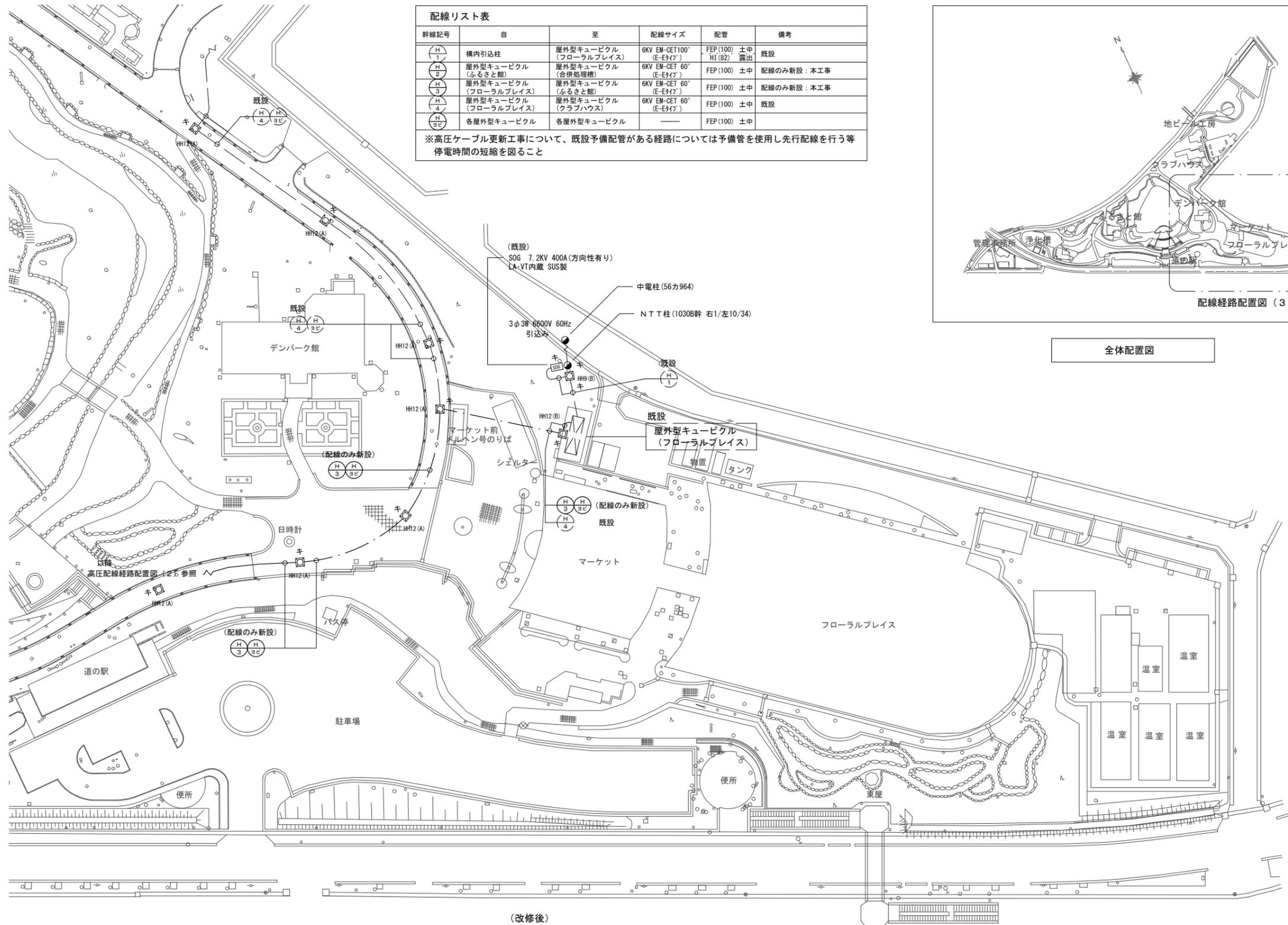


幹線記号	自	至	配線サイズ	配管	備考
H1	構内引込柱	屋外型キュービクル (フローラルプレイス)	6KV EM-CET100 [〃] (E-E947)	FEP(100) 土中 HI(82) 露出	既設
H2	屋外型キュービクル (ふるさと館)	屋外型キュービクル (合併処理槽)	6KV EM-CET 60 [〃] (E-E947)	FEP(100) 土中	配線のみ新設: 本工事
H3	屋外型キュービクル (フローラルプレイス)	屋外型キュービクル (ふるさと館)	6KV EM-CET 60 [〃] (E-E947)	FEP(100) 土中	配線のみ新設: 本工事
H4	屋外型キュービクル (フローラルプレイス)	屋外型キュービクル (クラブハウス)	6KV EM-CET 60 [〃] (E-E947)	FEP(100) 土中	既設
H3E	各屋外型キュービクル	各屋外型キュービクル	—	FEP(100) 土中	

※高圧ケーブル更新工事について、既設予備配管がある経路については予備管を使用し先行配線を行う等 停電時間の短縮を図ること

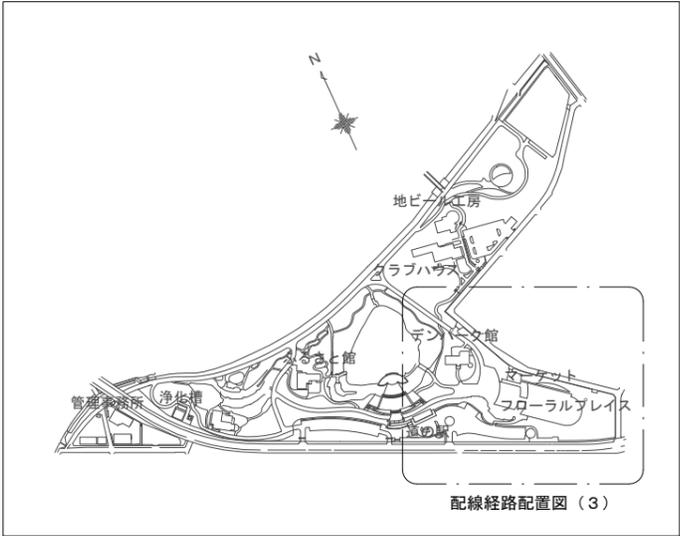
(改修後)

配線経路配置図 (2) 1/1000



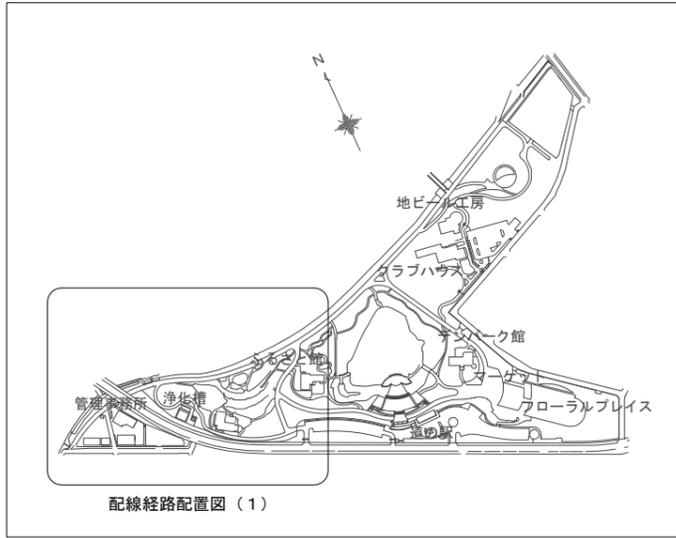
配線リスト表					
幹線記号	自	至	配線サイズ	配管	備考
H1	構内引込柱	屋外型キュービクル (フローラルプレイス)	6KV EM-CET100 (E-E947)	FEP(100) 土中 HI(82) 露出	既設
H2	屋外型キュービクル (ふるさと館)	屋外型キュービクル (合併処理槽)	6KV EM-CET 60 (E-E947)	FEP(100) 土中	配線のみ新設: 本工事
H3	屋外型キュービクル (フローラルプレイス)	屋外型キュービクル (ふるさと館)	6KV EM-CET 60 (E-E947)	FEP(100) 土中	配線のみ新設: 本工事
H4	屋外型キュービクル (フローラルプレイス)	屋外型キュービクル (クラブハウス)	6KV EM-CET 60 (E-E947)	FEP(100) 土中	既設
H32	各屋外型キュービクル	各屋外型キュービクル	—	FEP(100) 土中	

※高圧ケーブル更新工事について、既設予備配管がある経路については予備管を使用し先行配線を行う等 停電時間の短縮を図ること



全体配置図

(改修後)
配線経路配置図 (3) 1/1000



配線経路配置図 (1)

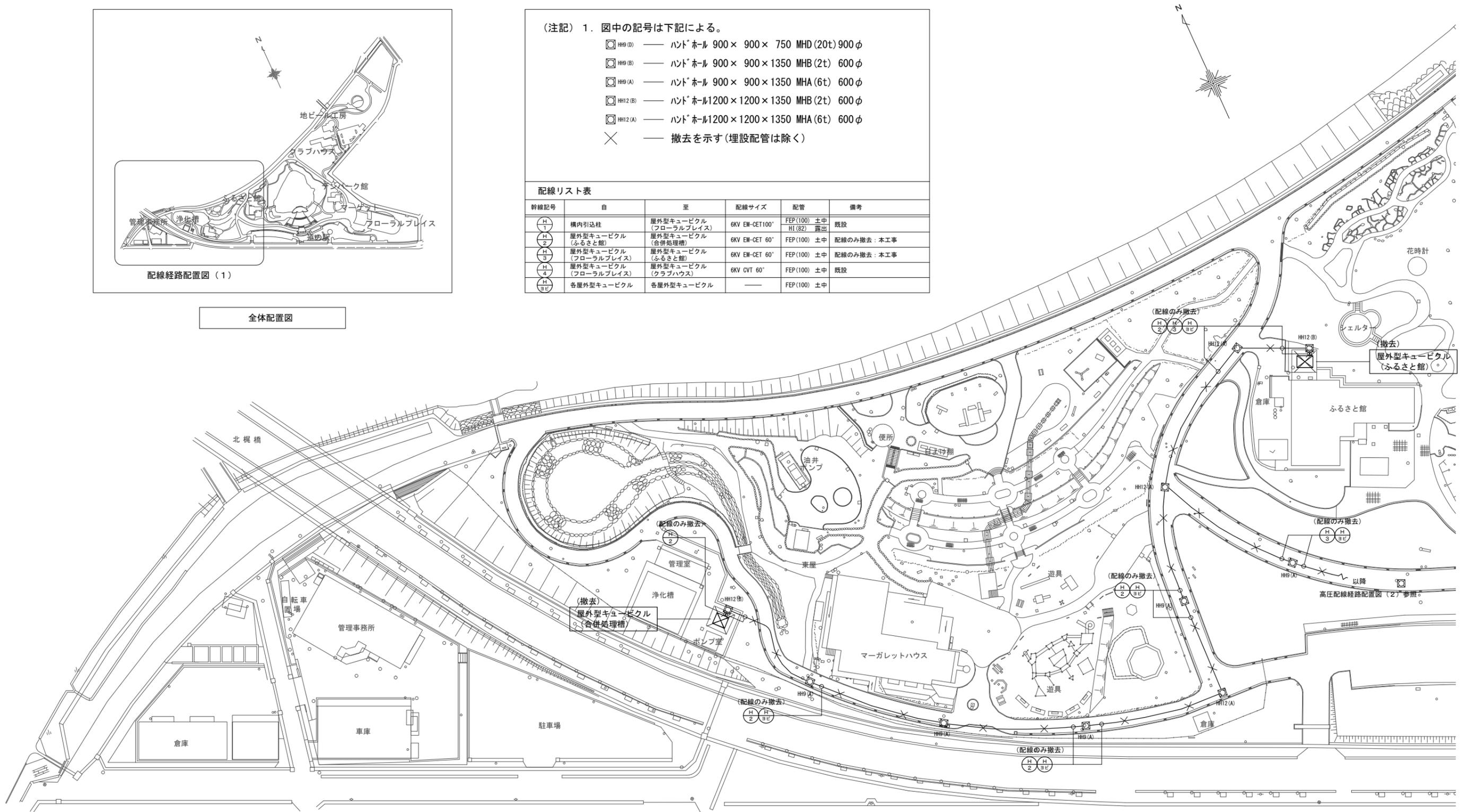
全体配置図

(注記) 1. 図中の記号は下記による。

- ☐ HH9 (D) — ハンド・ホール 900 × 900 × 750 MHD (20t) 900φ
- ☐ HH9 (B) — ハンド・ホール 900 × 900 × 1350 MHB (2t) 600φ
- ☐ HH9 (A) — ハンド・ホール 900 × 900 × 1350 MHA (6t) 600φ
- ☐ HH12 (B) — ハンド・ホール 1200 × 1200 × 1350 MHB (2t) 600φ
- ☐ HH12 (A) — ハンド・ホール 1200 × 1200 × 1350 MHA (6t) 600φ
- ✕ — 撤去を示す (埋設配管は除く)

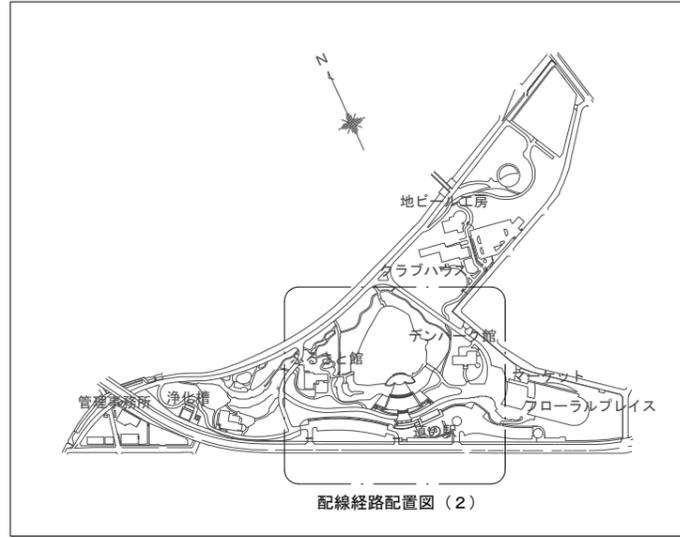
配線リスト表

幹線記号	自	至	配線サイズ	配管	備考
H1	橋内引込柱	屋外型キュービクル (フローラルプレイス)	6KV EM-OET100"	FEP (100) 土中 HI (82) 露出	既設
H2	屋外型キュービクル (ふるさと館)	屋外型キュービクル (合併処理槽)	6KV EM-OET 60"	FEP (100) 土中	配線のみ撤去: 本工事
H3	屋外型キュービクル (フローラルプレイス)	屋外型キュービクル (ふるさと館)	6KV EM-OET 60"	FEP (100) 土中	配線のみ撤去: 本工事
H4	屋外型キュービクル (フローラルプレイス)	屋外型キュービクル (クラブハウス)	6KV CVT 60"	FEP (100) 土中	既設
H5E	各屋外型キュービクル	各屋外型キュービクル	—	FEP (100) 土中	



(改修前)

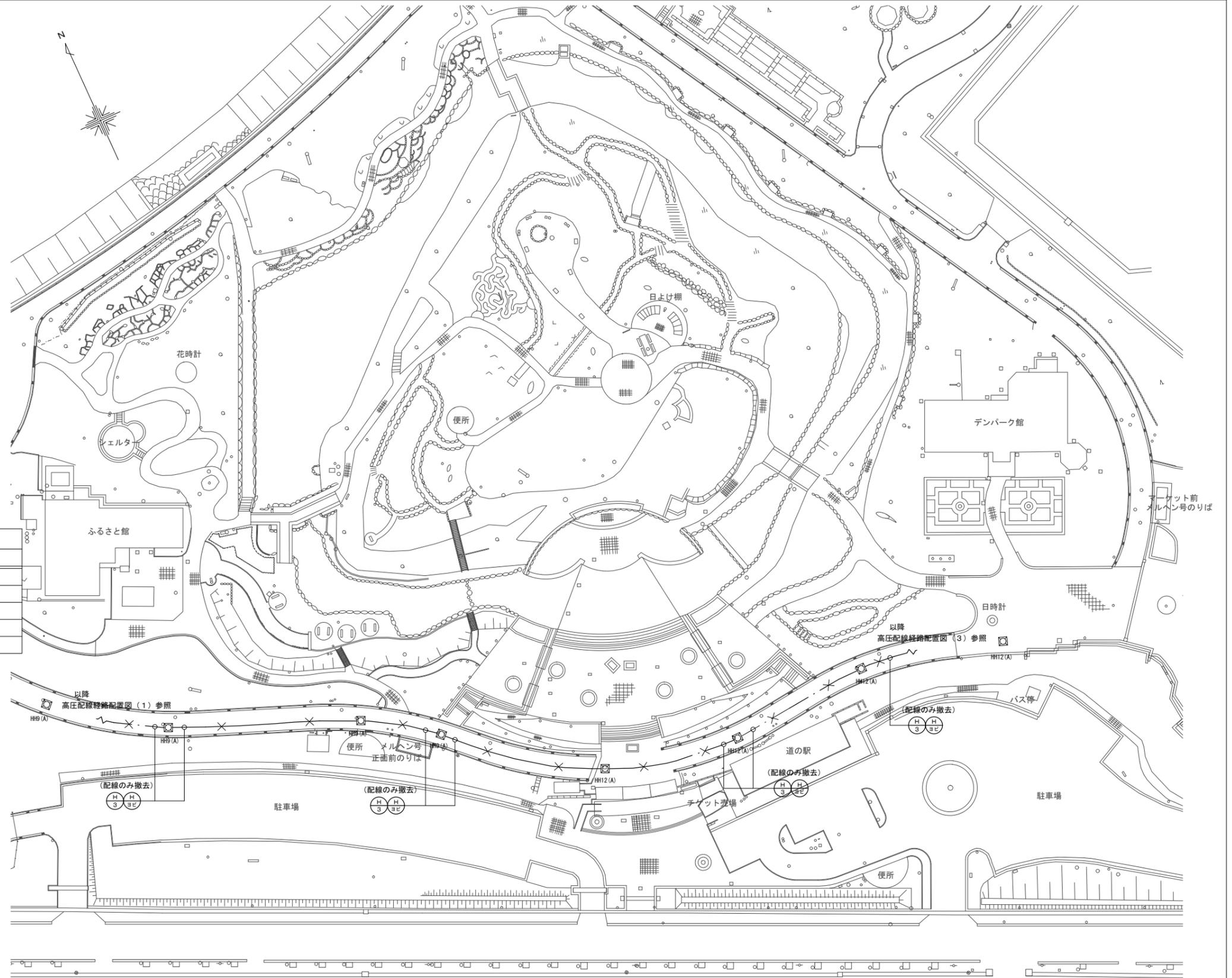
配線経路配置図 (1) 1/1000



配線経路配置図 (2)

全体配置図

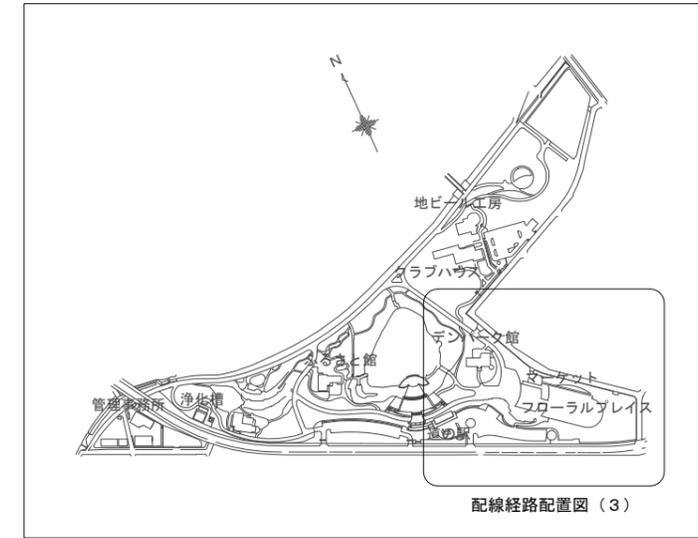
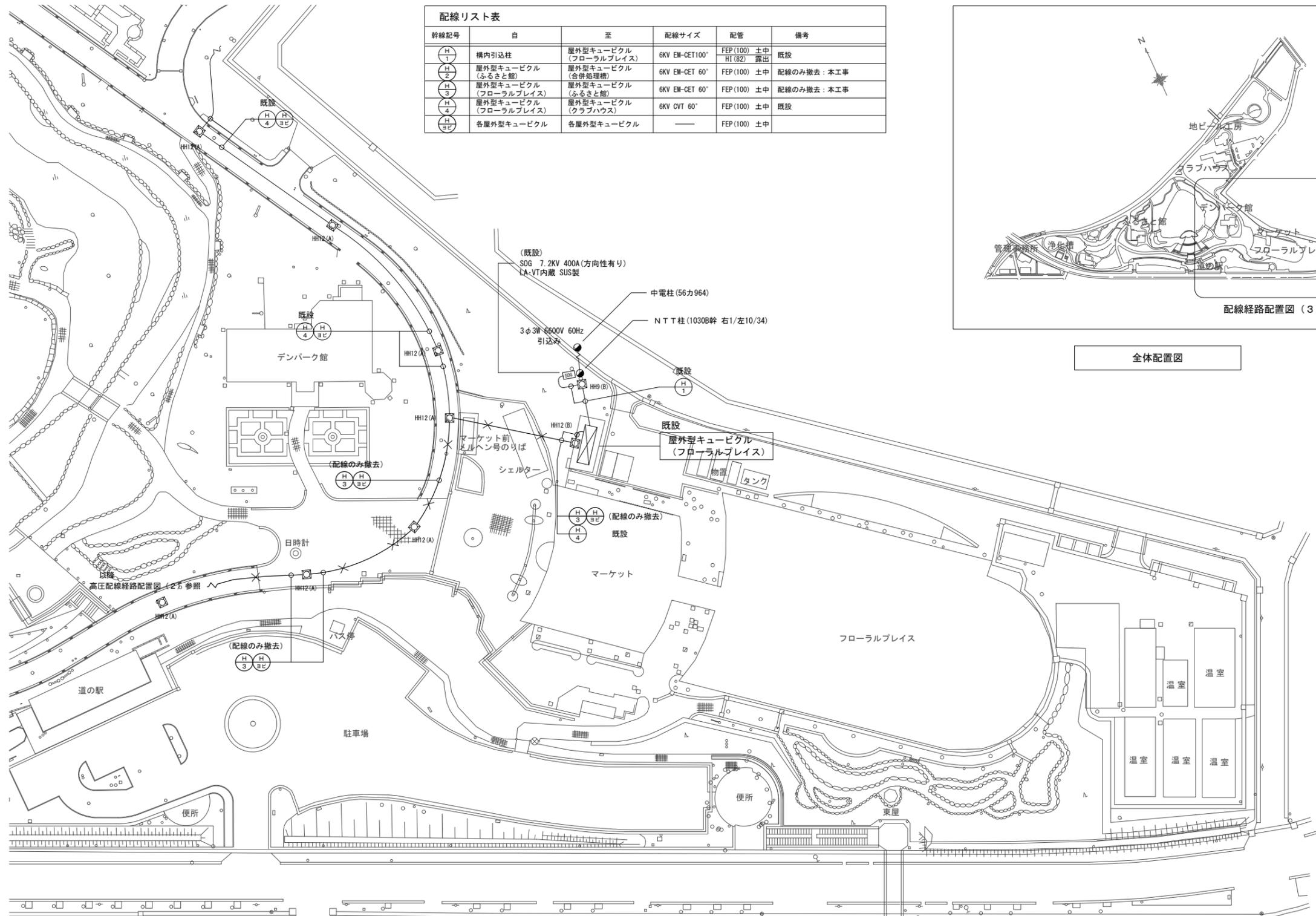
幹線記号	自	至	配線サイズ	配管	備考
H1	構内引込柱	屋外型キュービクル (フローラルプレイス)	6KV EM-CET100"	FEP(100) 土中 HI(82) 露出	既設
H2	屋外型キュービクル (ふるさと館)	屋外型キュービクル (合併処理槽)	6KV EM-CET 60"	FEP(100) 土中	配線のみ撤去: 本工事
H3	屋外型キュービクル (フローラルプレイス)	屋外型キュービクル (ふるさと館)	6KV EM-CET 60"	FEP(100) 土中	配線のみ撤去: 本工事
H4	屋外型キュービクル (フローラルプレイス)	屋外型キュービクル (クラブハウス)	6KV CVT 60"	FEP(100) 土中	既設
H3E	各屋外型キュービクル	各屋外型キュービクル	—	FEP(100) 土中	



(改修前)

配線経路配置図 (2) 1/1000

幹線記号	自	至	配線サイズ	配管	備考
H1	構内引込柱	屋外型キュービクル (フローラルプレイス)	6KV EM-CET100"	FEP(100) 土中 HI(82) 露出	既設
H2	屋外型キュービクル (ふるさと館)	屋外型キュービクル (合併処理槽)	6KV EM-CET 60"	FEP(100) 土中	配線のみ撤去: 本工事
H3	屋外型キュービクル (フローラルプレイス)	屋外型キュービクル (ふるさと館)	6KV EM-CET 60"	FEP(100) 土中	配線のみ撤去: 本工事
H4	屋外型キュービクル (フローラルプレイス)	屋外型キュービクル (クラブハウス)	6KV CVT 60"	FEP(100) 土中	既設
H3E	各屋外型キュービクル	各屋外型キュービクル	—	FEP(100) 土中	



全体配置図

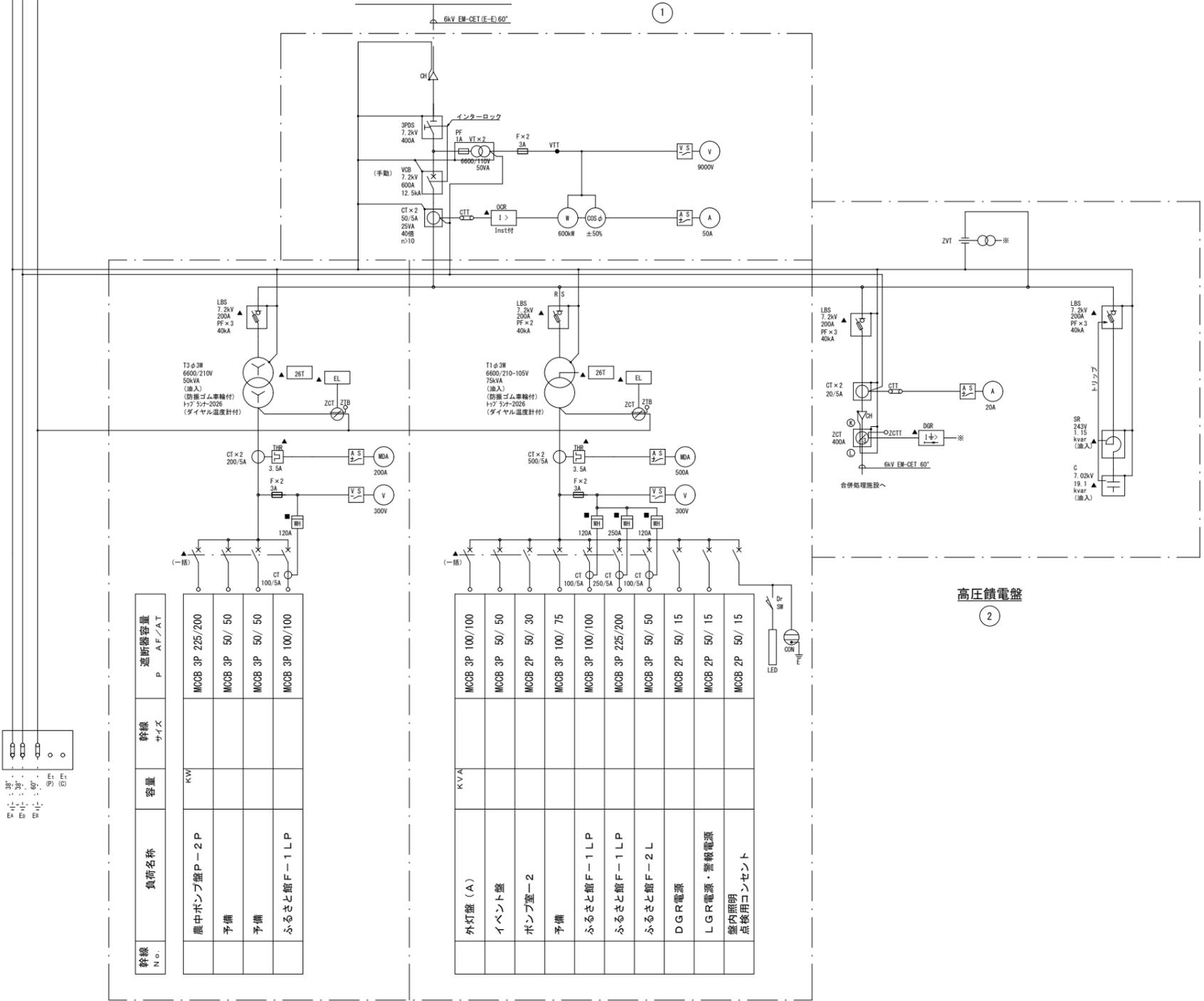
(改修前)
配線経路配置図 (3) 1/1000

ふるさと館

No.1 高圧饋電盤
(フローラルプレイスより)
3φ 3W 6600V 60Hz

高圧受電盤 ①

中央監視項目
▲: 故障
■: 計測



記号	名称	記号	名称	記号	名称
CH	ケーブルヘッド	VTT	電圧試験端子	A	電流計
VCT	取引電力量計用VCT函	CTT	電流試験端子	V	電圧計
DS	断路器	ZTT	零相電流試験端子	W	電力計
VT	計器用変圧器	VMC	真空接触器	COSφ	力率計
CT	計器用変流器	C	高圧進相コンデンサ	Hz	周波数計
VCB	真空しゃ断器	L	直列リアクトル	Wh	電力量計
LBS	高圧気中負荷開閉器	T	電力用変圧器	AS	電圧切替開閉器
PF	限流ヒューズ	OCR	過電流継電器	VS	電圧切替開閉器
RL	非常電源確認灯(赤色)	DGR	方向性地絡継電器	ZPD	接地コンデンサ
OL	変圧器過負荷表示灯	APFC	自動力率調整器	FAN	換気扇
	換気扇故障表示灯	MCCB	配線用しゃ断器	CON	コンセント
THR	サーマルリレー	ELR	漏電火災警報器	FL	蛍光灯
		ZCT	零相変流器	F	ヒューズ

幹線 No.	負荷名称	容量	幹線 サイズ	遮断器容量 P A F / AT
	農中ポンプ盤P-2P	KVA		MCCB 3P 225/200
	予備			MCCB 3P 50/50
	予備			MCCB 3P 50/50
	ふるさと館F-1LP			MCCB 3P 100/100

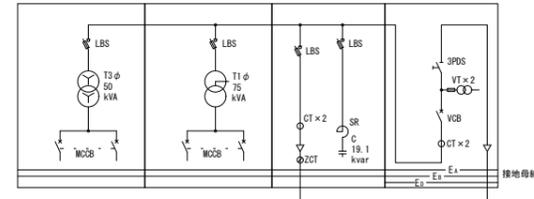
幹線 No.	負荷名称	容量	幹線 サイズ	遮断器容量 P A F / AT
	外灯盤(A)	KVA		MCCB 3P 100/100
	イベント盤			MCCB 3P 50/50
	ポンプ室-2			MCCB 2P 50/30
	予備			MCCB 3P 100/75
	ふるさと館F-1LP			MCCB 3P 100/100
	ふるさと館F-1LP			MCCB 3P 225/200
	ふるさと館F-2L			MCCB 3P 50/50
	DGR電源			MCCB 2P 50/15
	LGR電源・警報電源			MCCB 2P 50/15
	盤内照明 点検用コンセント			MCCB 2P 50/15

低圧動力盤 ④

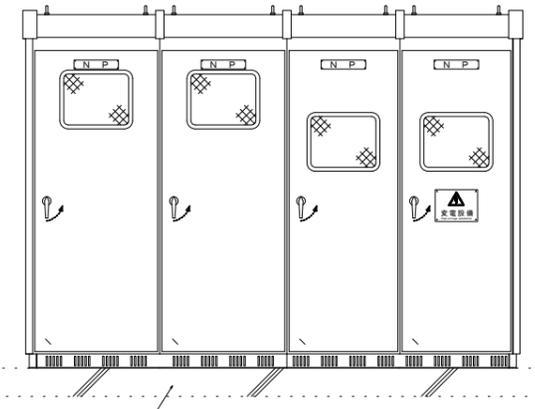
低圧電灯盤 ③

④

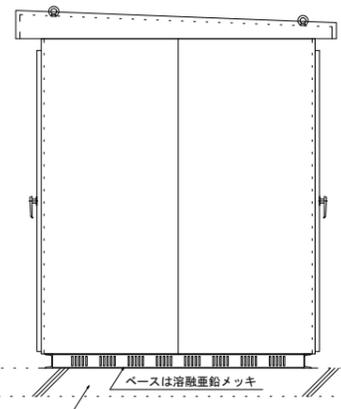
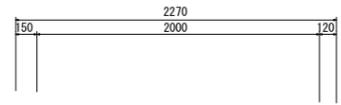
③



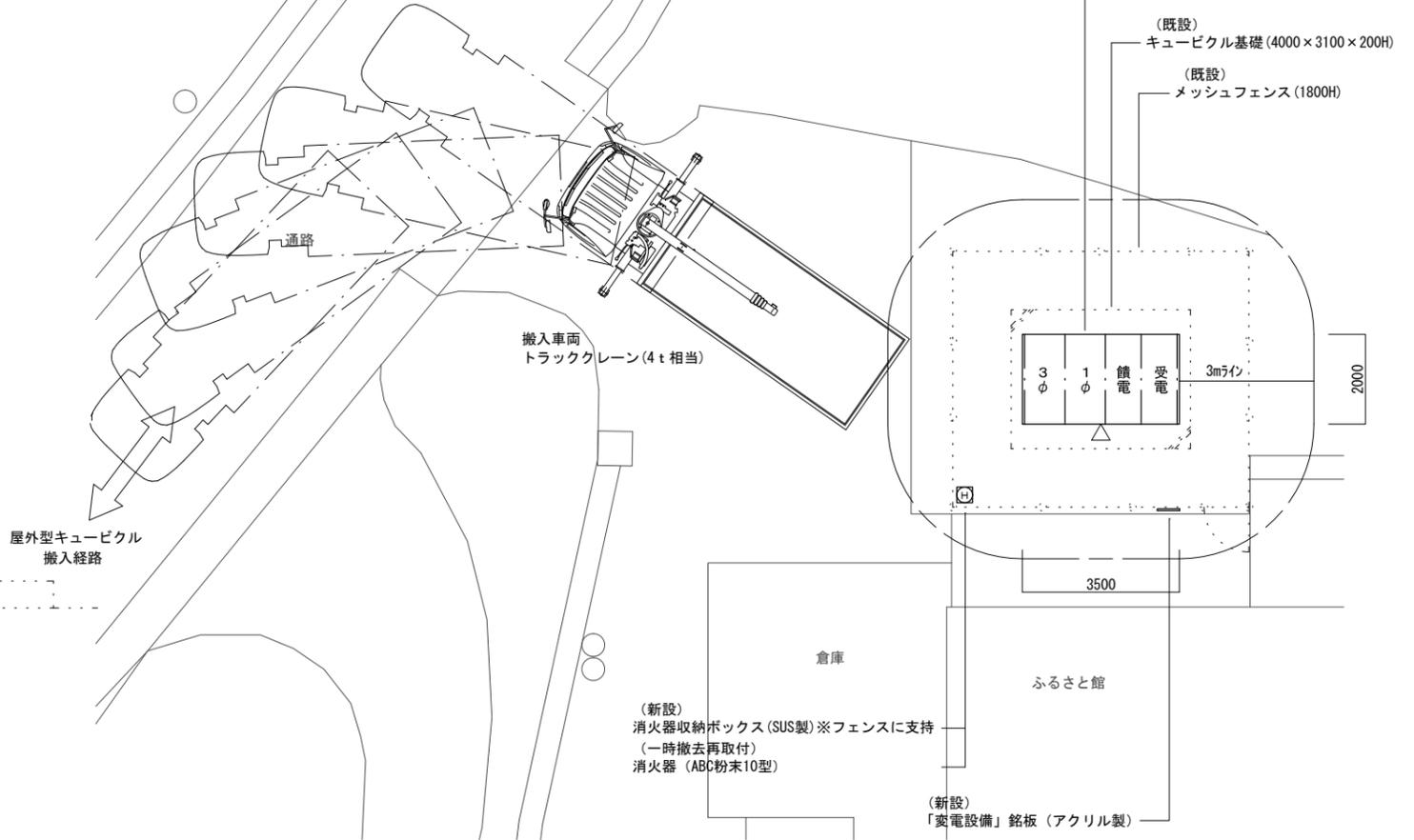
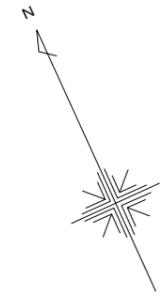
ブロックスケルトン



正面図
 NP. 低圧動力盤 ④ NP. 低圧電灯盤 ③ NP. 高圧饋電盤 ② NP. 高圧受電盤 ①



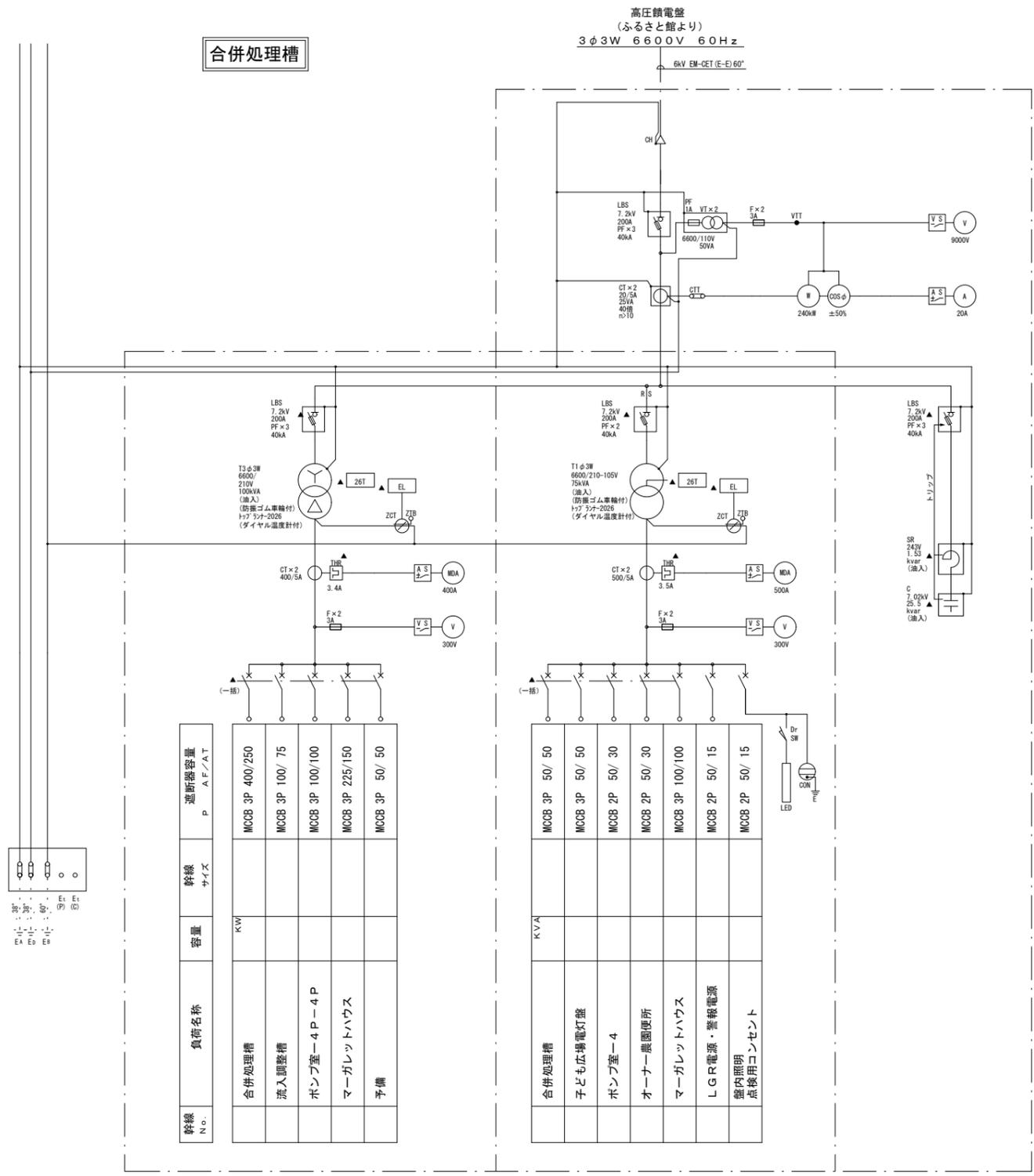
側面図



(改修後)
 屋外型キュービクル廻り平面図 (ふるさと館) 1/150

(改修後)
 屋外型キュービクル姿図 (ふるさと館) 1/50

※二次側の既設低圧ケーブルについては、既設流用とする。
 ※キュービクルの塗装色について事前に施設管理者の承諾を得ること。

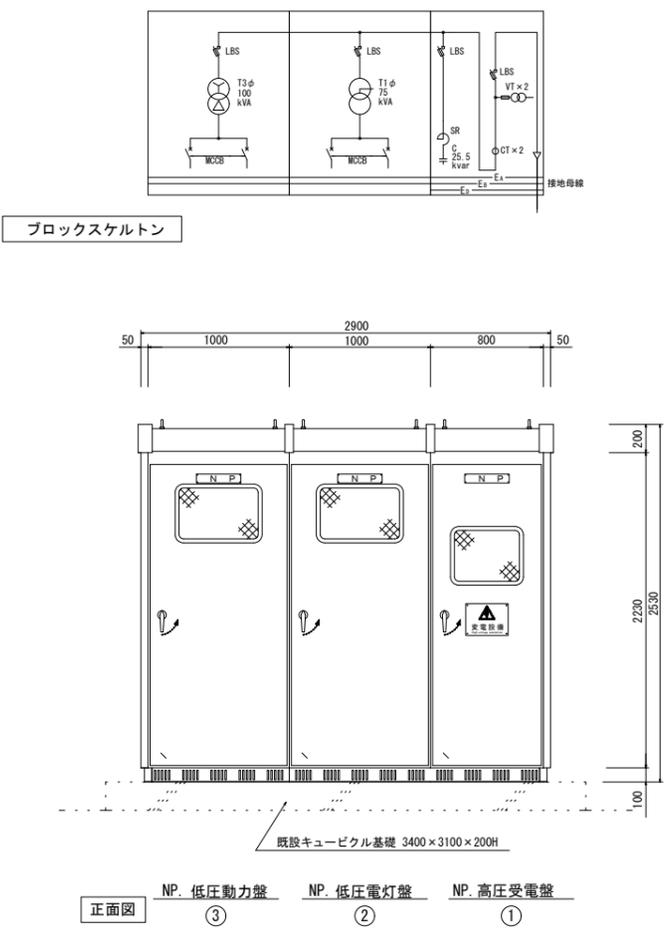


中央監視項目
▲: 故障

記号	名称	記号	名称	記号	名称
CH	ケーブルヘッド	VTT	電圧試験端子	A	電流計
VCT	取引電力量計用VCT函	CTT	電流試験端子	V	電圧計
DS	断路器	ZTT	零相電流試験端子	W	電力計
VT	計器用変圧器	VMC	真空接触器	COSφ	力率計
CT	計器用変流器	C	高圧進相コンデンサ	Hz	周波数計
VCB	真空しゃ断器	L	直列リアクトル	Wh	電力量計
LBS	高圧気中負荷開閉器	T	電力用変圧器	AS	電流切替開閉器
PF	限流ヒューズ	OCR	過電流継電器	VS	電圧切替開閉器
RL	非常電源確認灯 (赤色)	DGR	方向性地絡継電器	ZPD	接地コンデンサ
OL	変圧器過負荷表示灯 換気扇故障表示灯	APFC	自動力率調整器	FAN	換気扇
THR	サーマルリレー	MCCB	配線用しゃ断器	CON	コンセント
		ELR	漏電火災警報器	FL	蛍光灯
		ZCT	零相変流器	F	ヒューズ

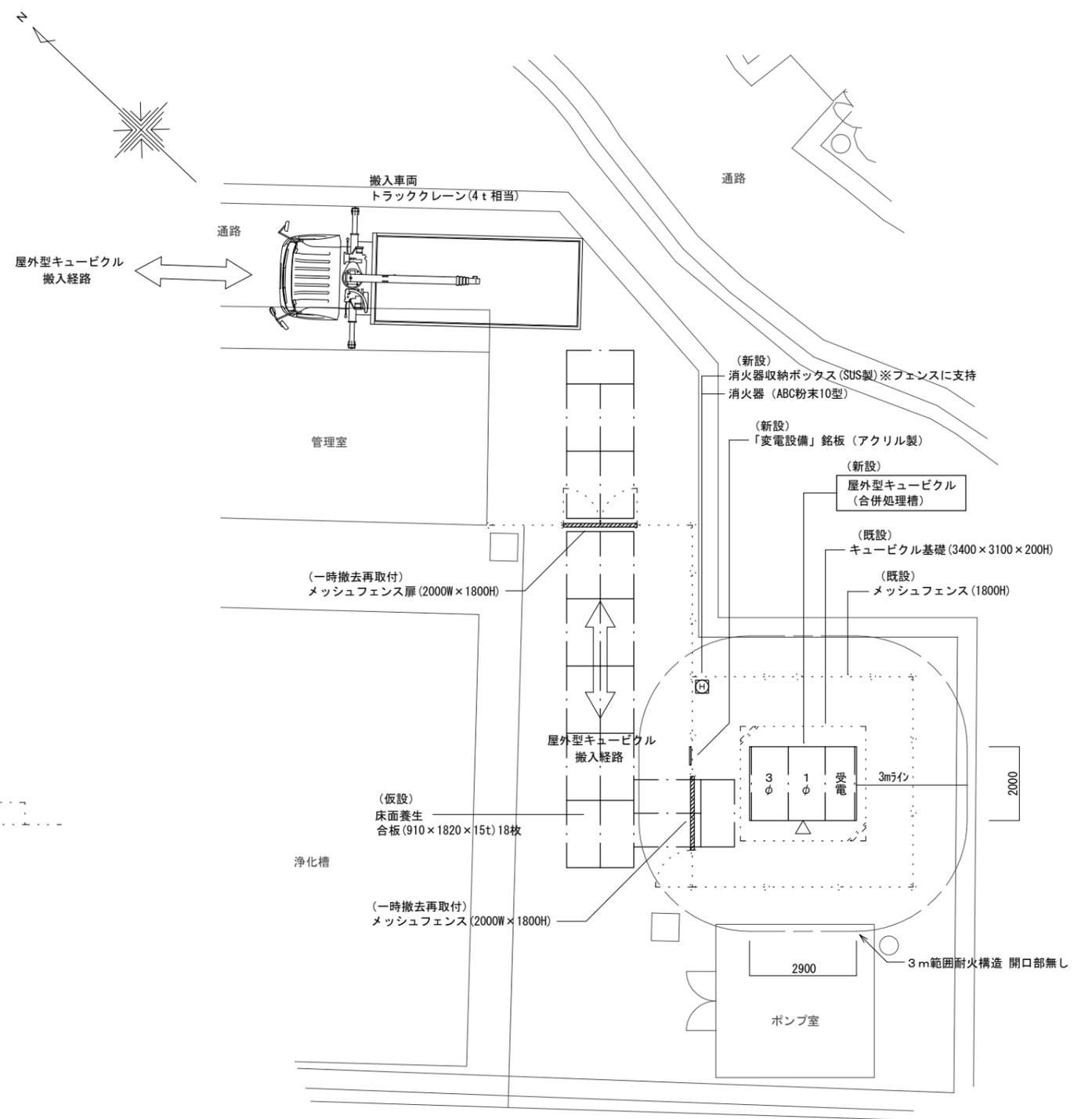
幹線 No.	負荷名称	容量	幹線 サイズ	遮断器容量 P A/F/AT
	合併処理槽	KVA		MCB 3P 400/250
	流入調整槽			MCB 3P 100/75
	ポンプ室-4P-4P			MCB 3P 100/100
	マーガレットハウス			MCB 3P 225/150
	予備			MCB 3P 50/50
	合併処理槽	KVA		MCB 3P 50/50
	子ども広場電灯盤			MCB 3P 50/50
	ポンプ室-4			MCB 2P 50/30
	オナー農園便所			MCB 2P 50/30
	マーガレットハウス			MCB 3P 100/100
	LGR電源・警報電源			MCB 2P 50/15
	室内照明 点検用コンセント			MCB 2P 50/15

③ 低圧動力盤 ② 低圧電灯盤 ① 高圧受電盤



(改修後) 屋外型キュービクル姿図 (合併処理槽) 1/50

※二次側の既設低圧ケーブルについては、既設流用とする。
 ※キュービクルの塗装色について事前に施設管理者の承諾を得ること。



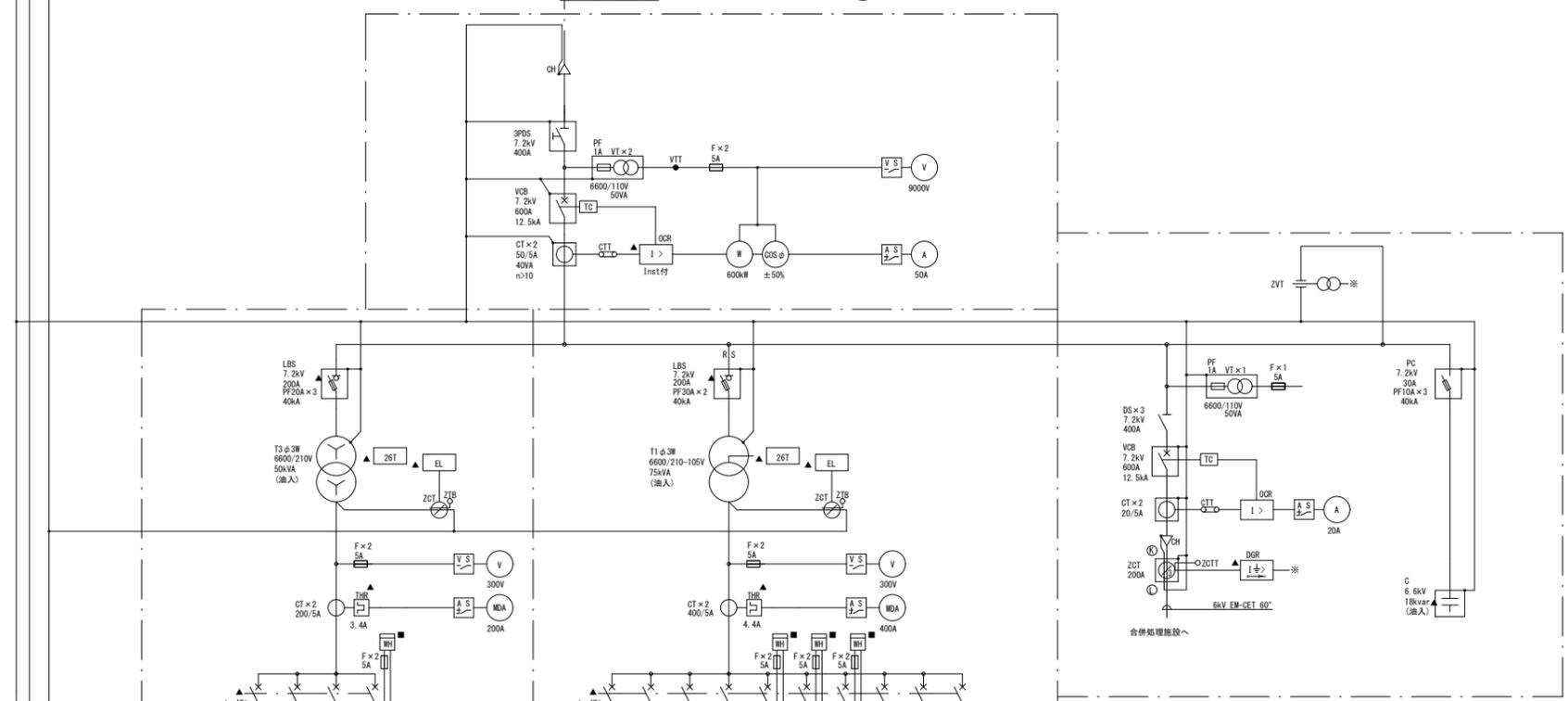
(改修後) 屋外型キュービクル廻り平面図 (合併処理槽) 1/150

ふるさと館

No. 1 高圧饋電盤
(フローラルプレイスより)
3φ3W 6600V 60Hz

高圧受電盤 ①

中央監視項目
▲: 故障
■: 計測



記号	名称	記号	名称	記号	名称
CH	ケーブルヘッド	VTT	電圧試験端子	A	電流計
VCT	取引電力量計用VCT函	CTT	電流試験端子	V	電圧計
DS	断路器	ZTT	零相電流試験端子	W	電力計
VT	計器用変圧器	VMC	真空接触器	COSφ	力率計
CT	計器用変流器	C	高圧進相コンデンサ	Hz	周波数計
VCB	真空しゃ断器	L	直列リアクトル	Wh	電力量計
LBS	高圧気中負荷開閉器	T	電力用変圧器	AS	電流切替開閉器
PF	限流ヒューズ	OCR	過電流継電器	VS	電圧切替開閉器
RL	非常電源確認灯 (赤色)	DGR	方向性地絡継電器	ZPD	接地コンデンサ
OL	変圧器過負荷表示灯	APFC	自動力率調整器	FAN	換気扇
	換気扇故障表示灯	MCCB	配線用しゃ断器	CON	コンセント
THR	サーマルリレー	ELR	漏電火災警報器	FL	蛍光灯
		ZCT	零相変流器	F	ヒューズ

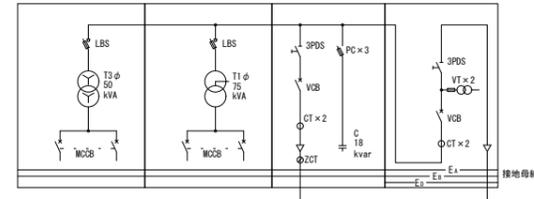
幹線 No.	負荷名称	容量	幹線サイズ	遮断器容量 P A F / AT
	農中ポンプ盤P-2P	KVA		MCCB 3P 225/200
	予備			MCCB 3P 50/50
	予備			MCCB 3P 50/50
	ふるさと館F-1LP			MCCB 3P 100/100

低圧動力盤 ④

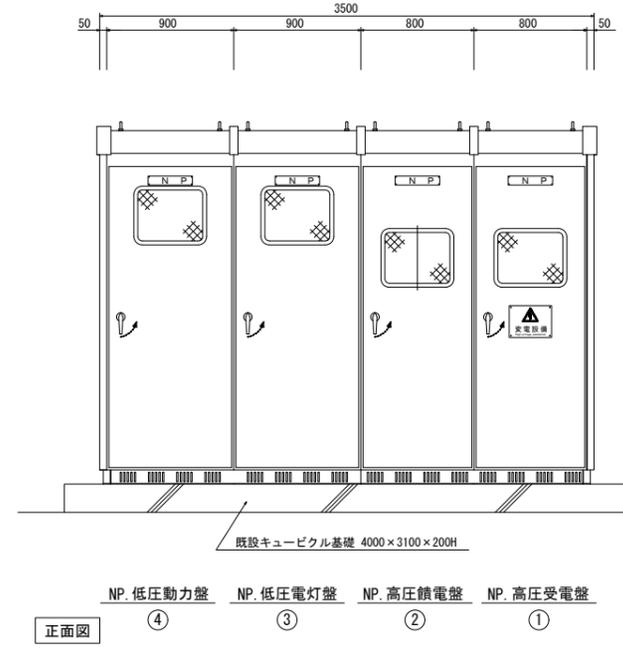
幹線 No.	負荷名称	容量	幹線サイズ	遮断器容量 P A F / AT
	外灯盤 (A)	KVA		MCCB 3P 100/100
	イベント盤			MCCB 3P 50/50
	ポンプ室-2			MCCB 2P 50/30
	予備			MCCB 3P 100/75
	ふるさと館F-1LP			MCCB 3P 100/100
	ふるさと館F-1LP			MCCB 3P 225/200
	ふるさと館F-2L			MCCB 3P 50/50
	DGR電源			MCCB 2P 50/20
	LGR電源・警報電源			MCCB 2P 50/20
	盤内照明 点検用コンセント			MCCB 2P 50/20

低圧電灯盤 ③

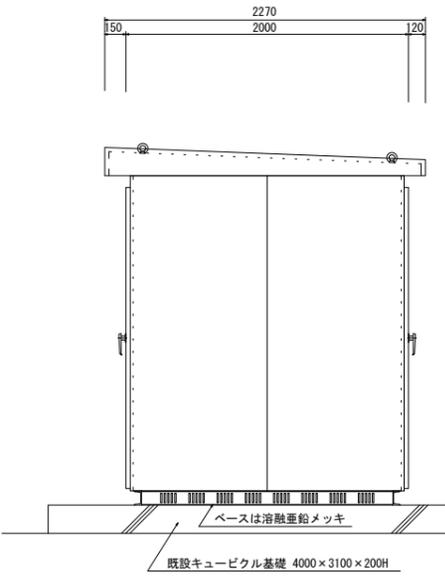
高圧饋電盤 ②



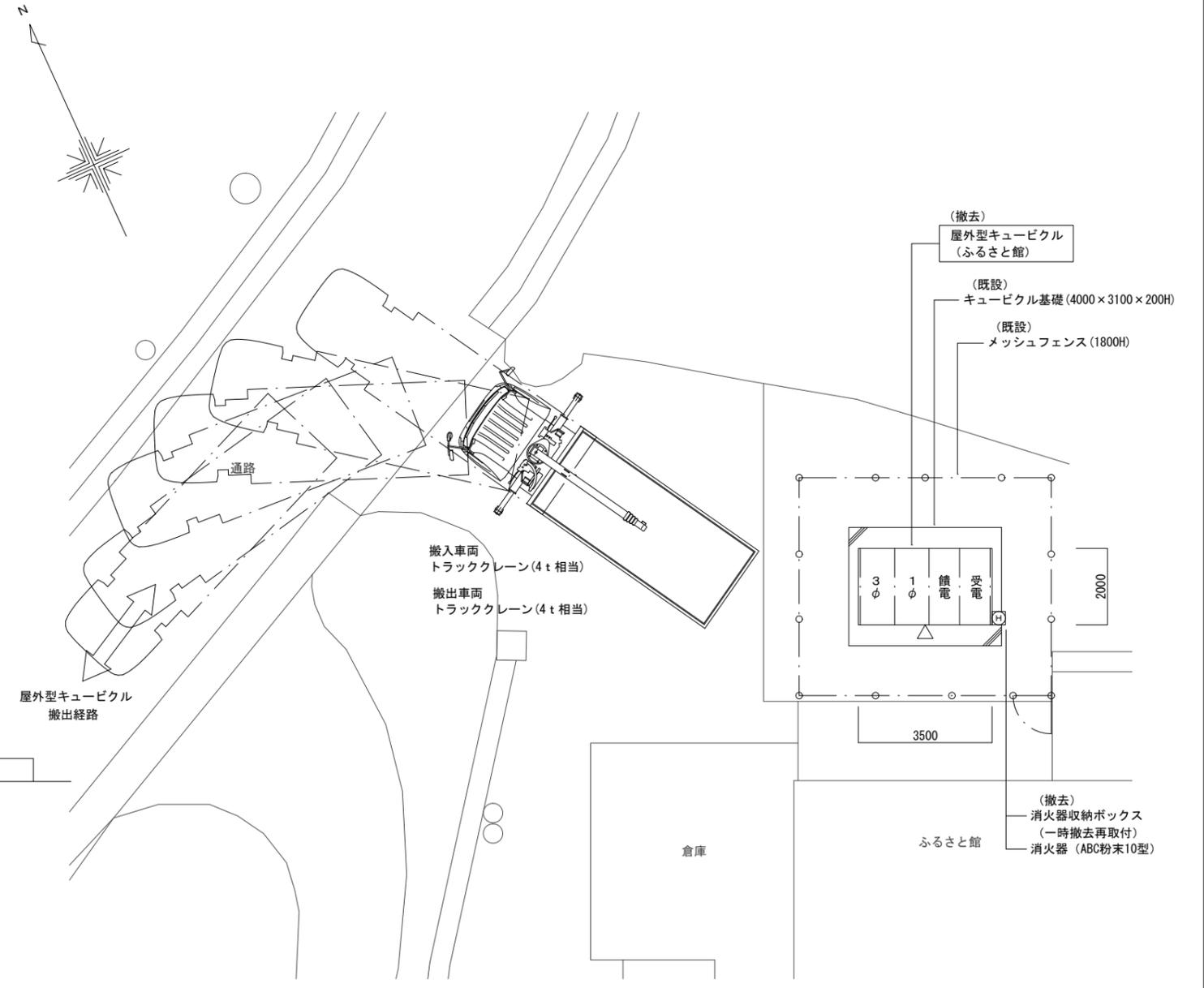
ブロックスケルトン



正面図



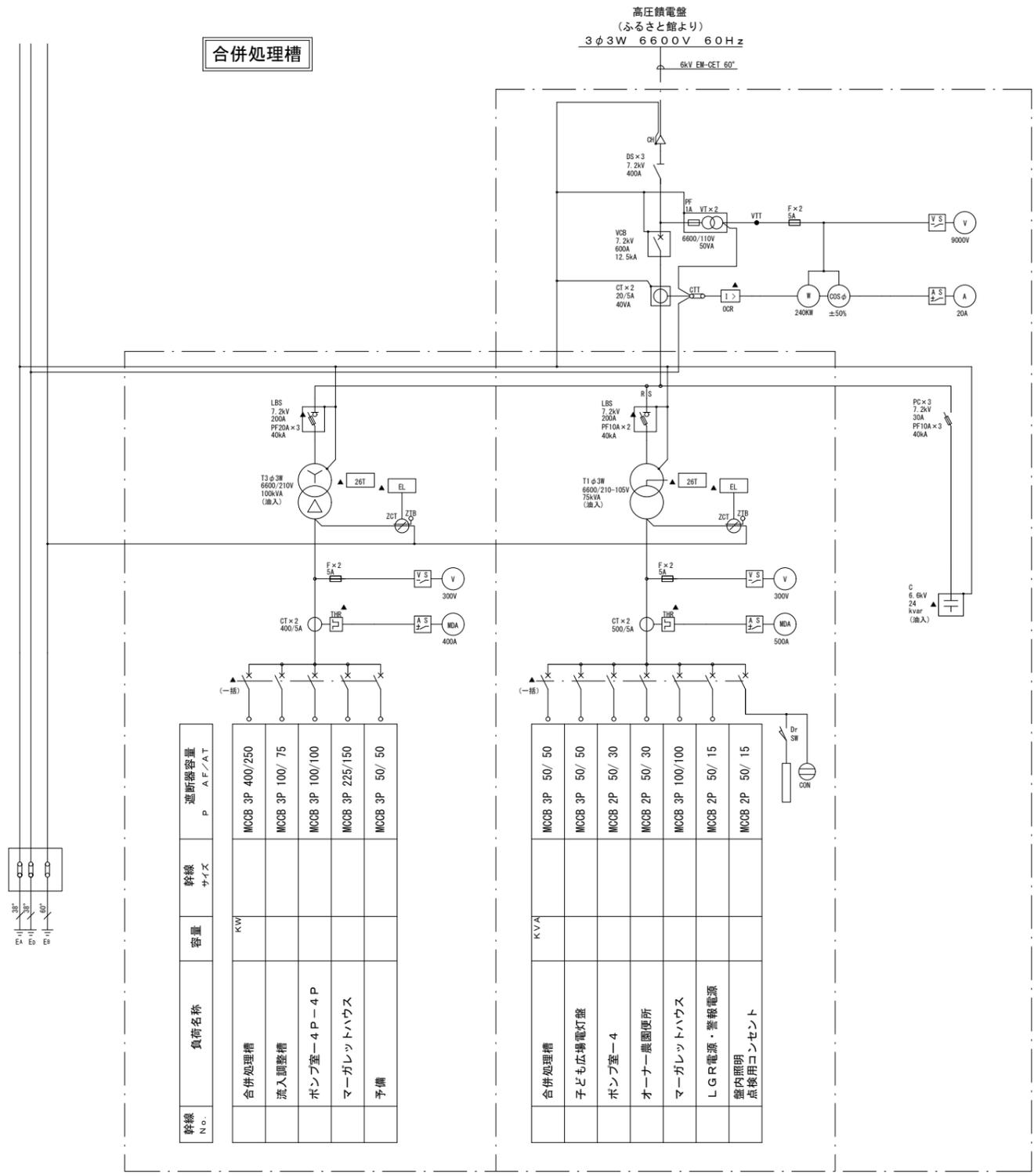
側面図



(改修前) 屋外型キュービクル廻り平面図 (ふるさと館) 1/150

(改修前) 屋外型キュービクル姿図 (ふるさと館) 1/50

※撤去する変圧器、コンデンサについては微量PCB混入の検査を行い未混入の場合は適正に処分を行うこと。
混入の場合は監督員の指示する施設内の場所へ保管とする。



中央監視項目

▲: 故障

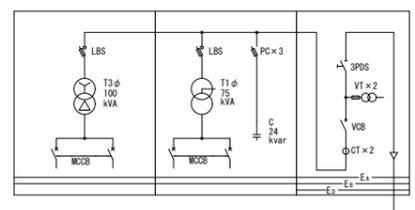
記号	名称	記号	名称	記号	名称
CH	ケーブルヘッド	VTT	電圧試験端子	A	電流計
VCT	取引電力量計用VCT図	CTT	電流試験端子	V	電圧計
DS	断路器	ZTT	零相電流試験端子	W	電力計
VT	計器用変圧器	VMC	真空接触器	COSφ	力率計
CT	計器用変流器	C	高圧進相コンデンサ	Hz	周波数計
VCB	真空しゃ断器	L	直列リアクトル	Wh	電力量計
LBS	高圧気中負荷開閉器	T	電力用変圧器	AS	電流切替開閉器
PF	限流ヒューズ	OCR	過電流継電器	VS	電圧切替開閉器
RL	非常電源確認灯 (赤色)	DGR	方向性地絡継電器	ZPD	接地コンデンサ
OL	変圧器過負荷表示灯 換気扇故障表示灯	APFC	自動力率調整器	FAN	換気扇
THR	サーマルリレー	MCCB	配線用しゃ断器	CON	コンセント
		ELR	漏電火災警報器	FL	蛍光灯
		ZCT	零相変流器	F	ヒューズ

幹線 No.	負荷名称	容量	幹線 サイズ	遮断器容量 P A/F/AT
	合併処理槽	KW		MCB 3P 400/250
	流入調整槽			MCB 3P 100/75
	ポンプ室-4P-4P			MCB 3P 100/100
	マーガレットハウス			MCB 3P 225/150
	予備			MCB 3P 50/50
	合併処理槽	KVA		MCB 3P 50/50
	子ども広場電灯盤			MCB 3P 50/50
	ポンプ室-4			MCB 2P 50/30
	オーナー農園便所			MCB 2P 50/30
	マーガレットハウス			MCB 3P 100/100
	LGR電源・警報電源			MCB 2P 50/15
	室内照明 点検用コンセント			MCB 2P 50/15

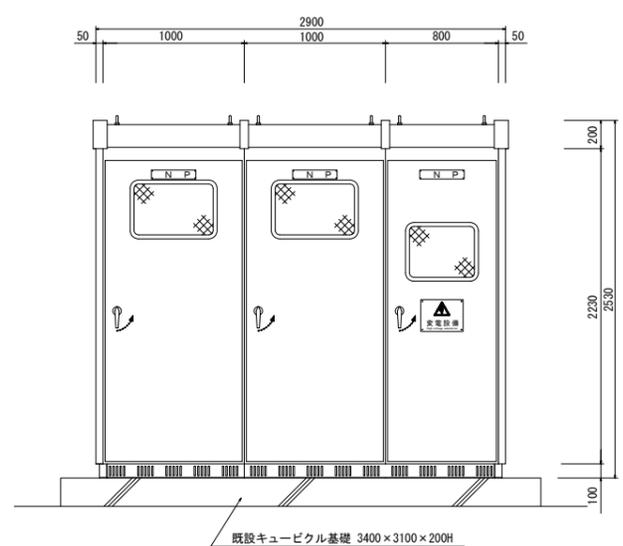
③ 低圧動力盤

② 低圧電灯盤

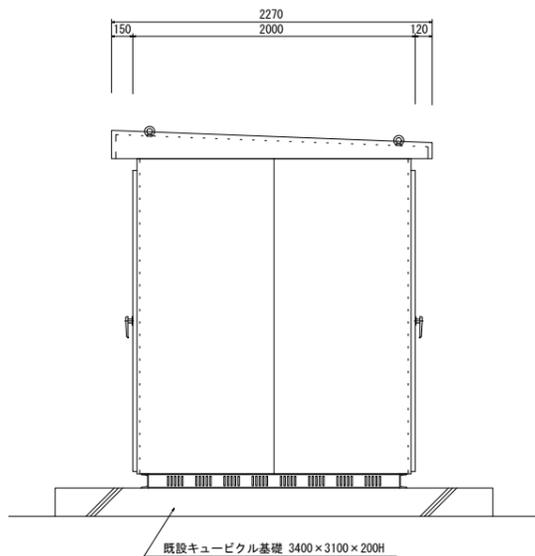
① 高圧受電盤



ブロックスケルトン



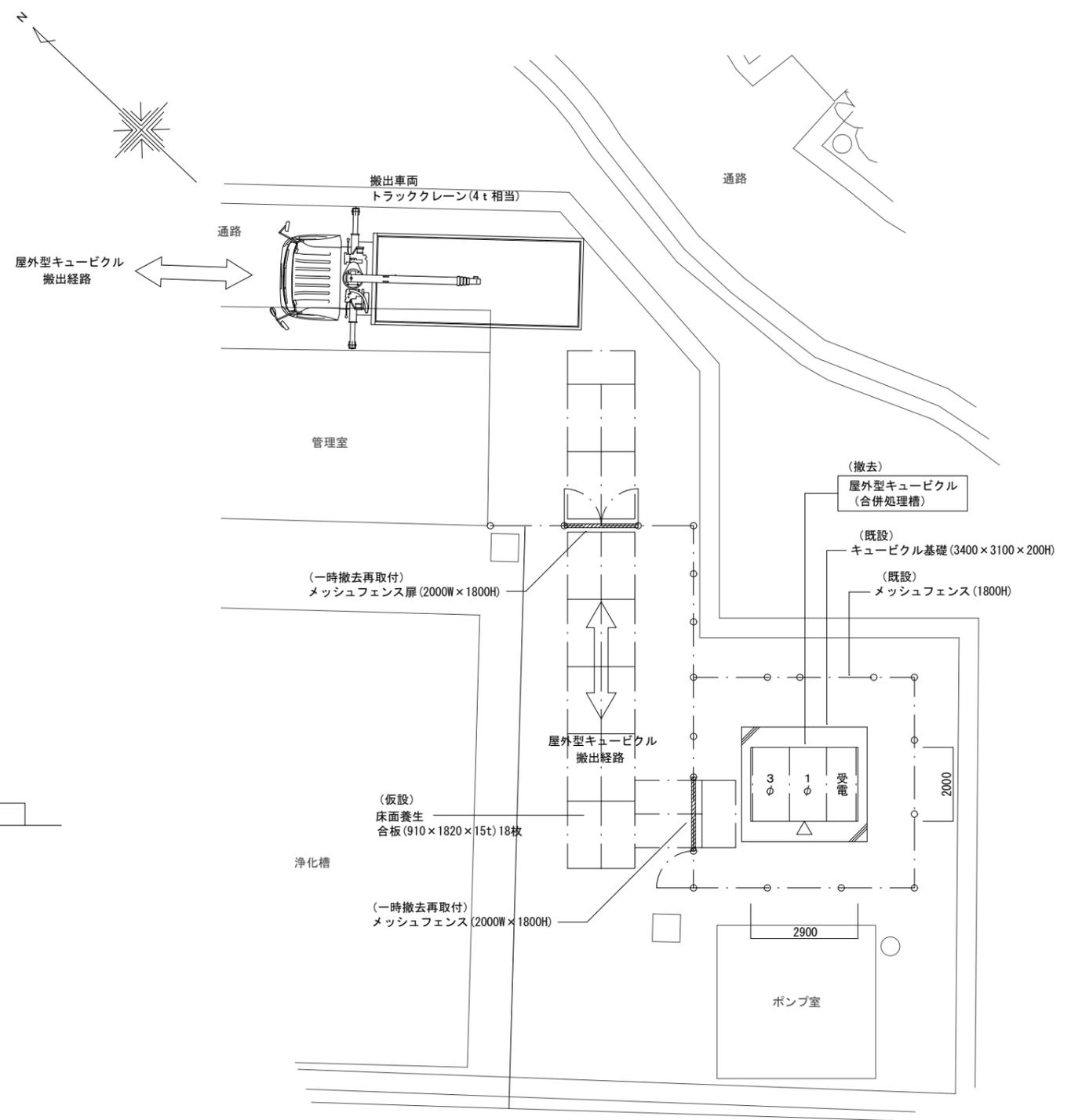
正面図 NP. 低圧動力盤 ③ NP. 低圧電灯盤 ② NP. 高圧受電盤 ①



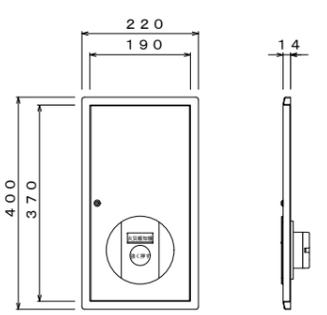
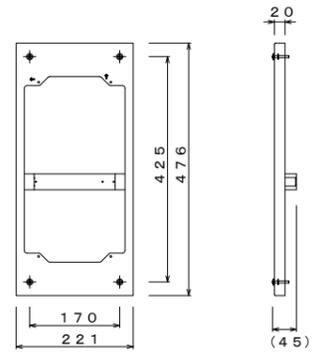
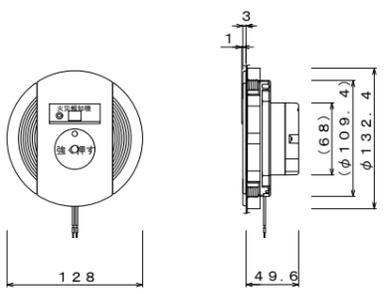
側面図

(改修前) 屋外型キュービクル姿図 (合併処理槽) 1/50

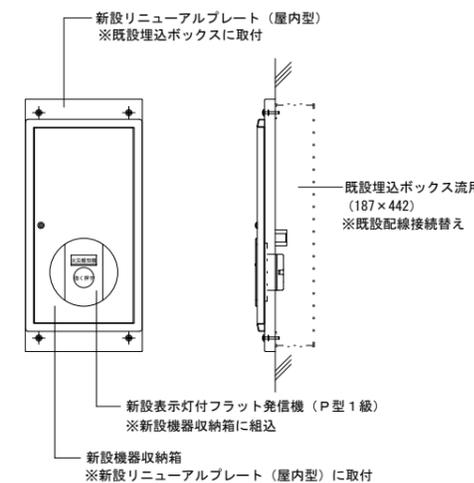
※撤去する変圧器、コンデンサについては微量PCB混入の検査を行い未混入の場合は適正に処分を行うこと。混入の場合は監督員の指示する施設内の場所へ保管とする。

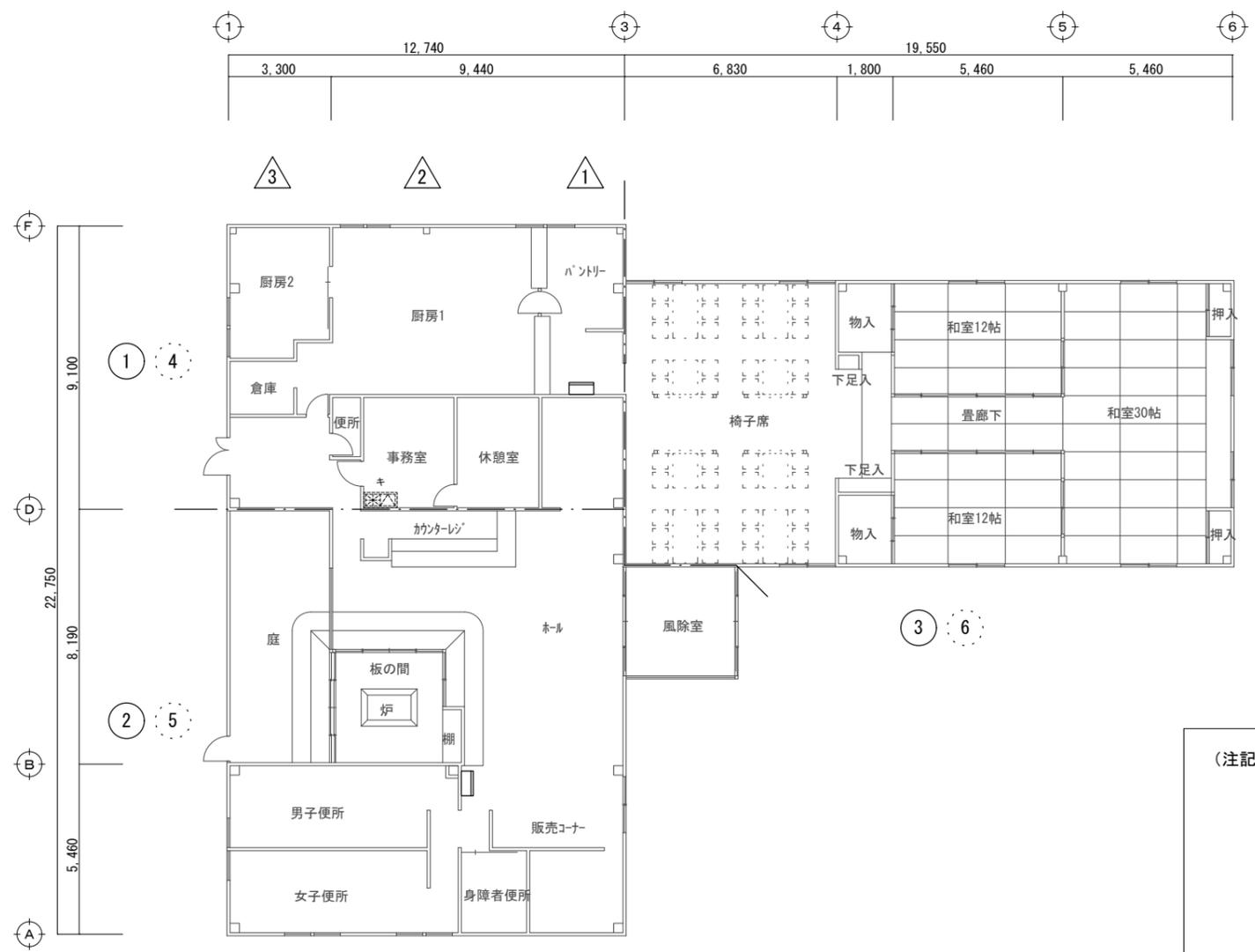


(改修前) 屋外型キュービクル廻り平面図 (合併処理槽) 1/150

<p>機器収納箱</p>  <table border="1"> <tr><td>表面機器</td><td>表示灯付フラット発信機 (P型1級)</td></tr> <tr><td>保護等級</td><td>IP X 3 相当</td></tr> <tr><td>主要材質</td><td>鋼板製 t1.2</td></tr> <tr><td>本体色</td><td>標準色</td></tr> <tr><td>形状</td><td>縦型埋込・非常放送設備対応</td></tr> </table>	表面機器	表示灯付フラット発信機 (P型1級)	保護等級	IP X 3 相当	主要材質	鋼板製 t1.2	本体色	標準色	形状	縦型埋込・非常放送設備対応	<p>リニューアルプレート (屋内型)</p>  <table border="1"> <tr><td>適合ボックス</td><td>埋込ボックス (187×442)</td></tr> <tr><td>主要材質</td><td>鋼板製 t1.6</td></tr> <tr><td>本体色</td><td>標準色</td></tr> </table>	適合ボックス	埋込ボックス (187×442)	主要材質	鋼板製 t1.6	本体色	標準色	<p>表示灯付フラット発信機 (P型1級)</p>  <table border="1"> <tr><td>接点容量</td><td>DC30V 250mA</td></tr> <tr><td>応答確認灯</td><td>赤色LED</td></tr> <tr><td>専用表示灯</td><td>専用LED</td></tr> <tr><td>表示灯用消費電流</td><td>AC/DC24V 12mA</td></tr> <tr><td>主要材質</td><td>難燃性樹脂</td></tr> </table>	接点容量	DC30V 250mA	応答確認灯	赤色LED	専用表示灯	専用LED	表示灯用消費電流	AC/DC24V 12mA	主要材質	難燃性樹脂	<table border="1"> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table>									<table border="1"> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table>								
表面機器	表示灯付フラット発信機 (P型1級)																																													
保護等級	IP X 3 相当																																													
主要材質	鋼板製 t1.2																																													
本体色	標準色																																													
形状	縦型埋込・非常放送設備対応																																													
適合ボックス	埋込ボックス (187×442)																																													
主要材質	鋼板製 t1.6																																													
本体色	標準色																																													
接点容量	DC30V 250mA																																													
応答確認灯	赤色LED																																													
専用表示灯	専用LED																																													
表示灯用消費電流	AC/DC24V 12mA																																													
主要材質	難燃性樹脂																																													

改修後 機器収納箱参考取付図

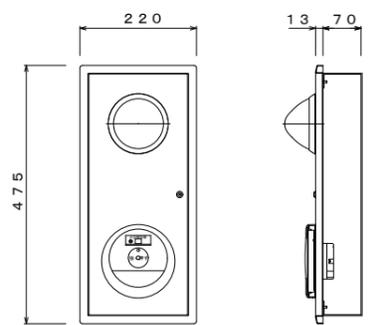
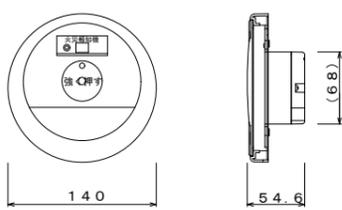
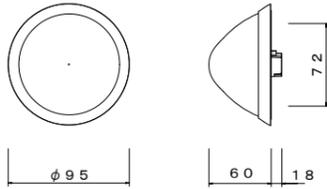




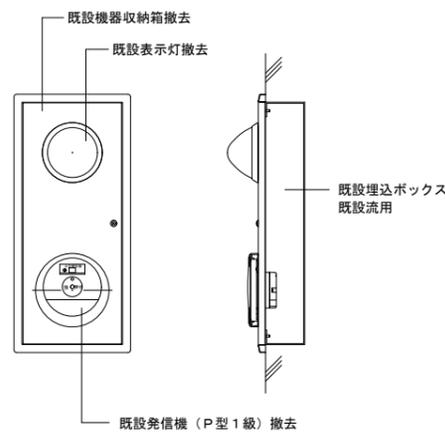
(注記) 1. 図中の記号は下記による。
 複合盤 ※既設のまま
 機器収納箱 (表示灯付発信機) 埋込縦型
 リニューアルプレート付
 既設を示す

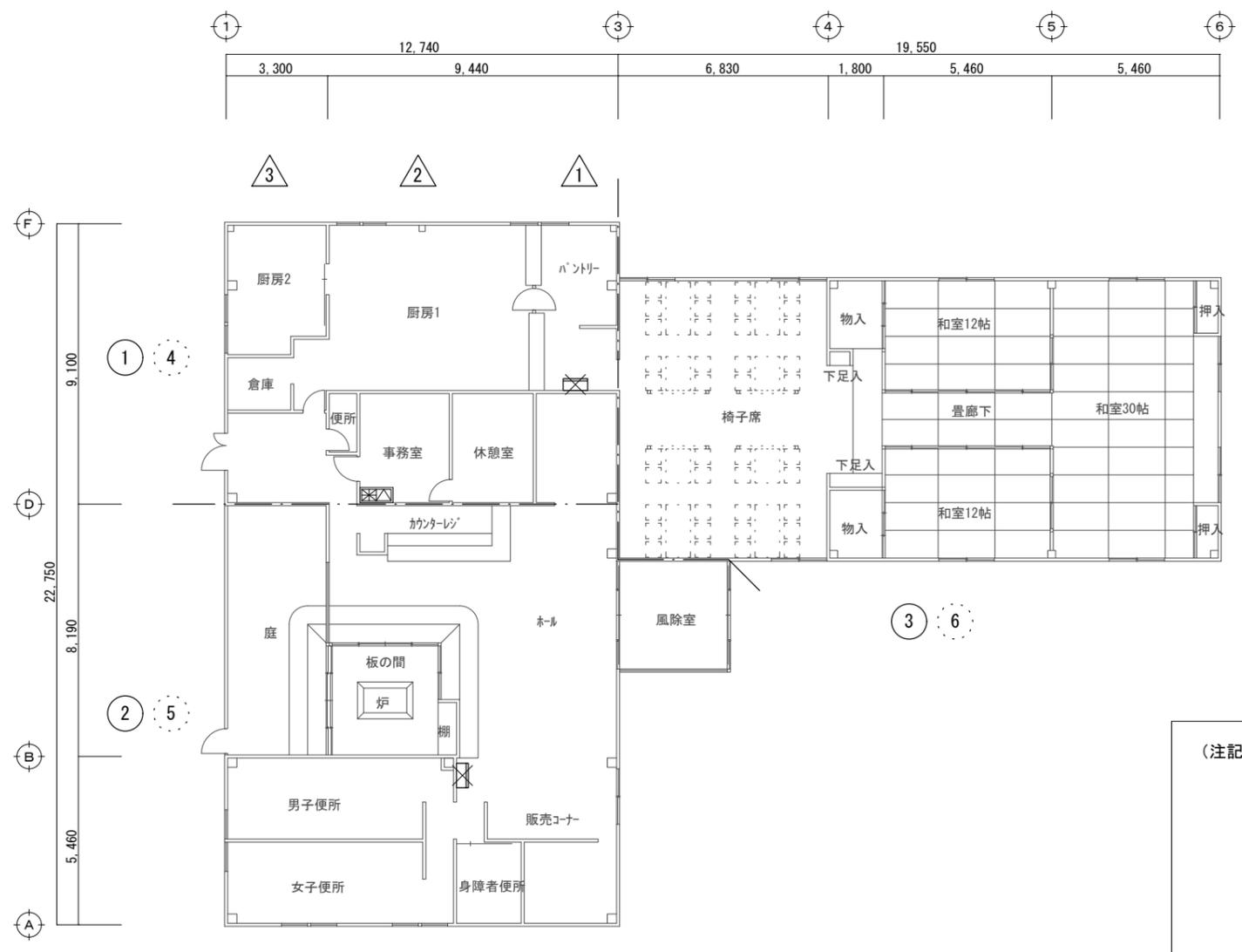
○No 警戒区域番号 (火災表示)
 △No 警戒区域番号 (火災表示 天井内)
 △No 警戒区域番号 (ガス漏れ表示)

(改修後)
 1階平面図 (ふるさと館) 1/200

<p>機器収納箱</p>  <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>表面機器</td><td>発信機 (P型1級)、表示灯</td></tr> <tr><td>主要材質</td><td>鋼板製 t1.2</td></tr> <tr><td>本体色</td><td>標準色</td></tr> <tr><td>形状</td><td>縦型埋込・非常放送設備対応</td></tr> </table>	表面機器	発信機 (P型1級)、表示灯	主要材質	鋼板製 t1.2	本体色	標準色	形状	縦型埋込・非常放送設備対応	<p>発信機 (P型1級)</p>  <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>接点容量</td><td>DC30V 250mA</td></tr> <tr><td>応答確認灯</td><td>赤色LED</td></tr> <tr><td>保護等級</td><td>IPX3相当</td></tr> <tr><td>主要材質</td><td>難燃性樹脂</td></tr> </table>	接点容量	DC30V 250mA	応答確認灯	赤色LED	保護等級	IPX3相当	主要材質	難燃性樹脂	<p>表示灯</p>  <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>定格電圧・電流</td><td>AC/DC24V 7.8mA</td></tr> <tr><td>表示灯用光源</td><td>LED球</td></tr> <tr><td>主要材質</td><td>難燃性樹脂</td></tr> </table>	定格電圧・電流	AC/DC24V 7.8mA	表示灯用光源	LED球	主要材質	難燃性樹脂	
表面機器	発信機 (P型1級)、表示灯																								
主要材質	鋼板製 t1.2																								
本体色	標準色																								
形状	縦型埋込・非常放送設備対応																								
接点容量	DC30V 250mA																								
応答確認灯	赤色LED																								
保護等級	IPX3相当																								
主要材質	難燃性樹脂																								
定格電圧・電流	AC/DC24V 7.8mA																								
表示灯用光源	LED球																								
主要材質	難燃性樹脂																								

改修前 機器収納箱参考取付図





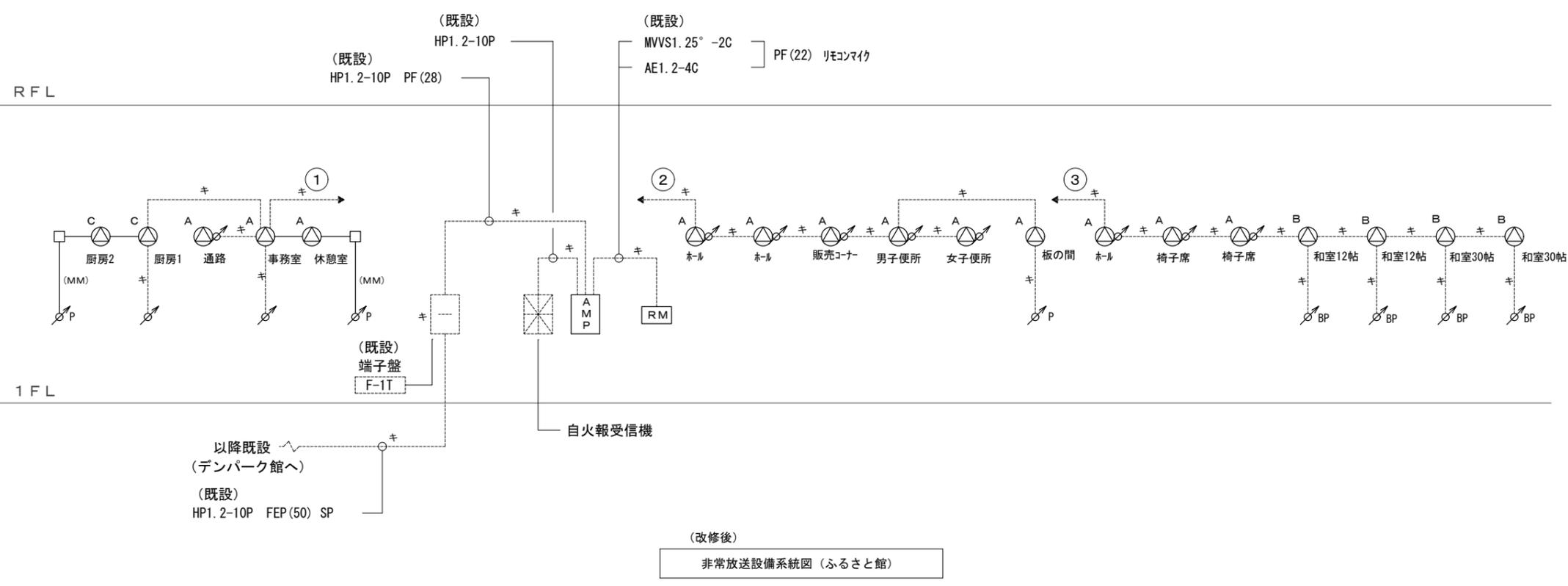
(注記) 1. 図中の記号は下記による。
 複合盤 ※既設のまま
 機器収納箱 (発信機・表示灯) 埋込縦型
 撤去を示す (埋設配管は除く)

○No 警戒区域番号 (火災表示)
 ○No 警戒区域番号 (火災表示 天井内)
 △No 警戒区域番号 (ガス漏れ表示)

(改修前)
 1階平面図 (ふるさと館) 1/200

(注記) 1. 特記なき配管配線は下記による。
 2. 図中の記号は下記による。
 3. ホール、椅子席の高所スピーカ更新については、ローリングタワー等を使用し施工すること。(ホール3段、椅子席2段)

EM-HP1.2-3C PF(16)
 (MM) EM-HP1.2-3C 一種金属線び(A型)
 A 天井埋込スピーカ
 A 天井埋込スピーカ (ATT付)
 B 天井埋込スピーカ (角型)
 C 防滴型天井埋込スピーカ
 P アッテネータ(プレート付) 照明スイッチ器型
 P アッテネータ(プレート付)
 BP アッテネータ(プレート付: ブラウン色)
 AMP 非常・業務兼用放送架 (別図参照)
 RM マルチリモコン
 キ 既設を示す

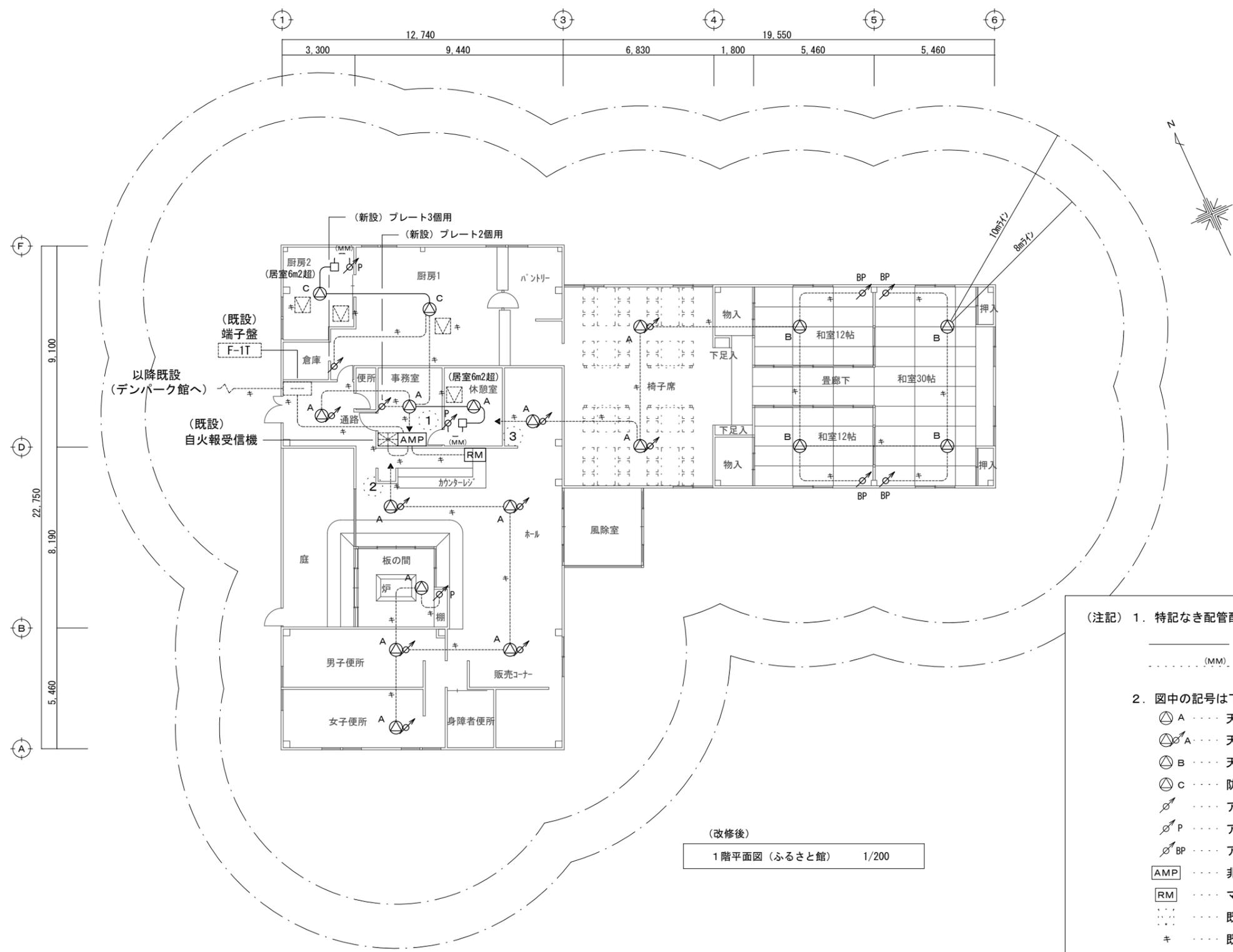


スピーカ数量表 (非常用アンプ容量算定表)

ふるさと館	系統番号	スピーカ設置個数		合計 (W)
		△ (1W (新設))	△ (3W (新設))	
1階(事務室・厨房)	①	3	2	9
1階(ホール・便所)	②	6		6
1階(椅子席・和室)	③	7		7
ヨビ	④			
ヨビ	⑤			
ヨビ	⑥			
ヨビ	⑦			
ヨビ	⑧			
ヨビ	⑨			
ヨビ	⑩			
合計個数		16	2	18
スピーカ総容量(W)		16	6	22

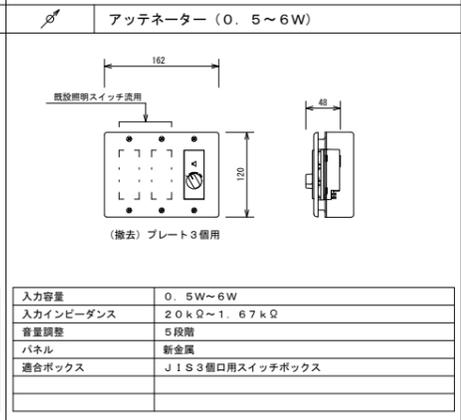
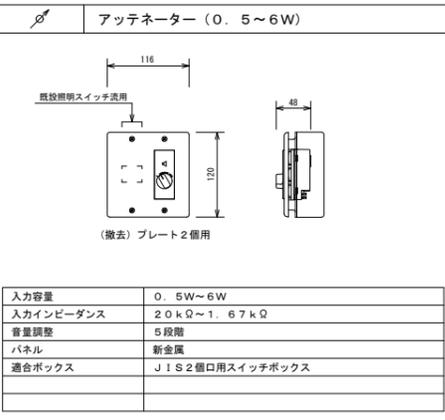
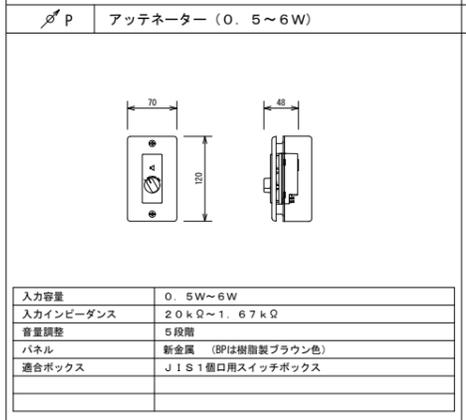
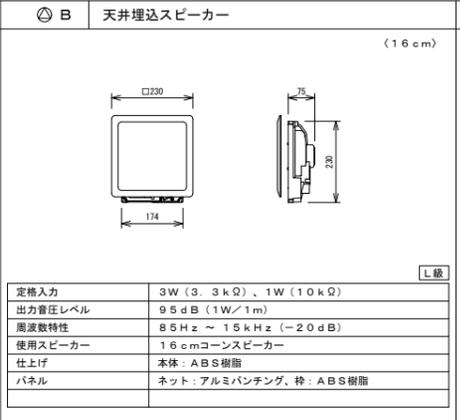
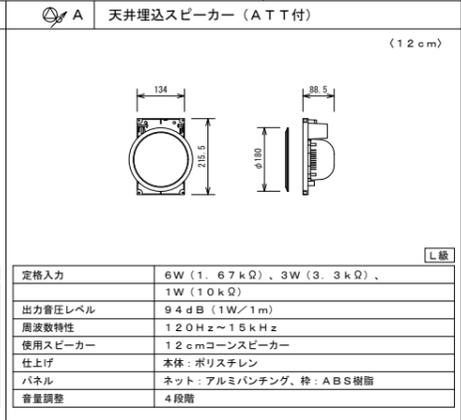
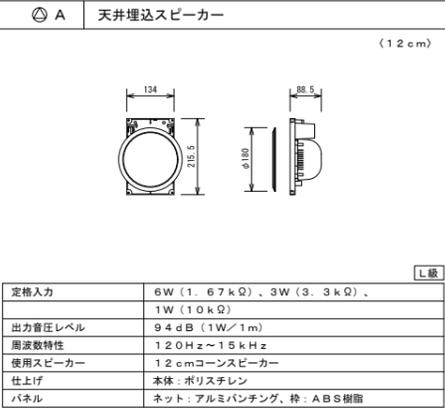
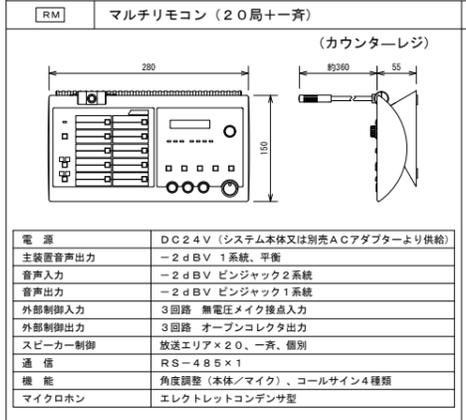
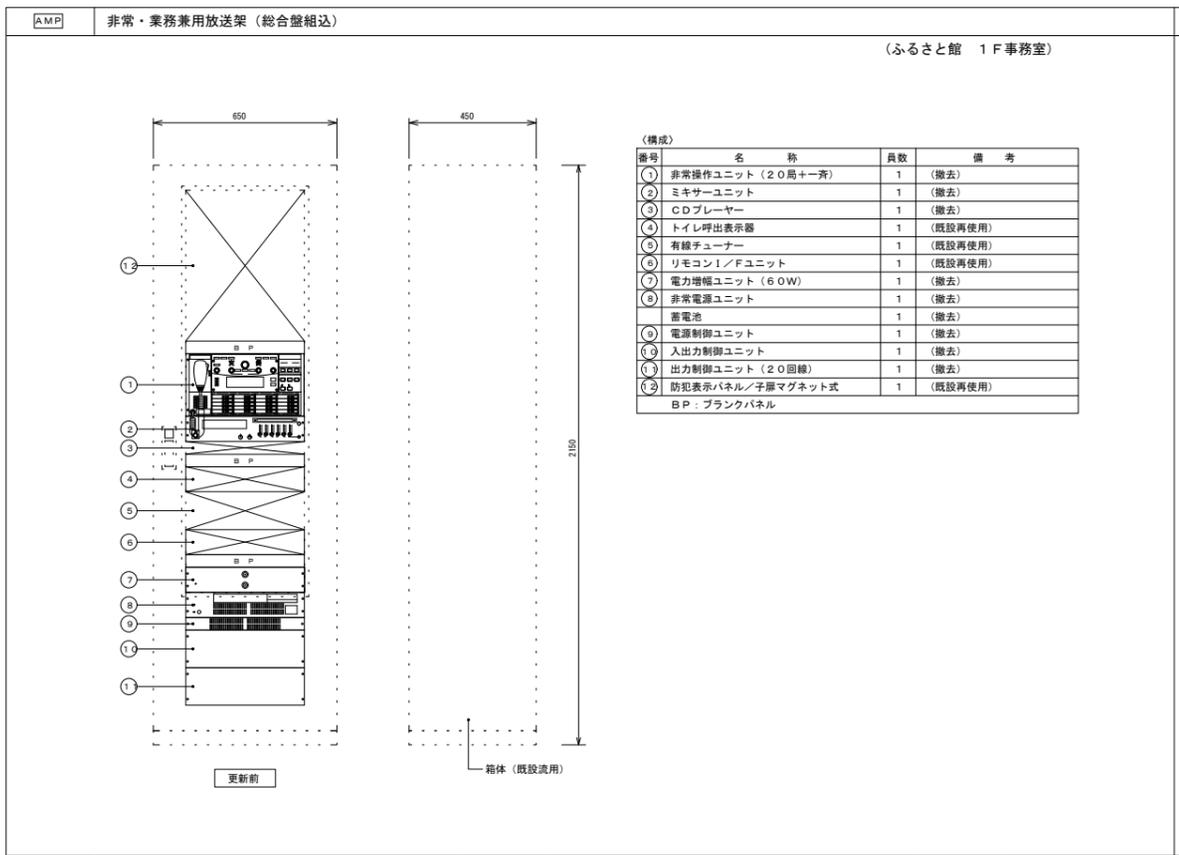
※非常放送アンプ容量=60W ≧ 22W ∴OK

(改修後) 非常放送設備系統図 (ふるさと館)



(改修後)
1階平面図 (ふるさと館) 1/200

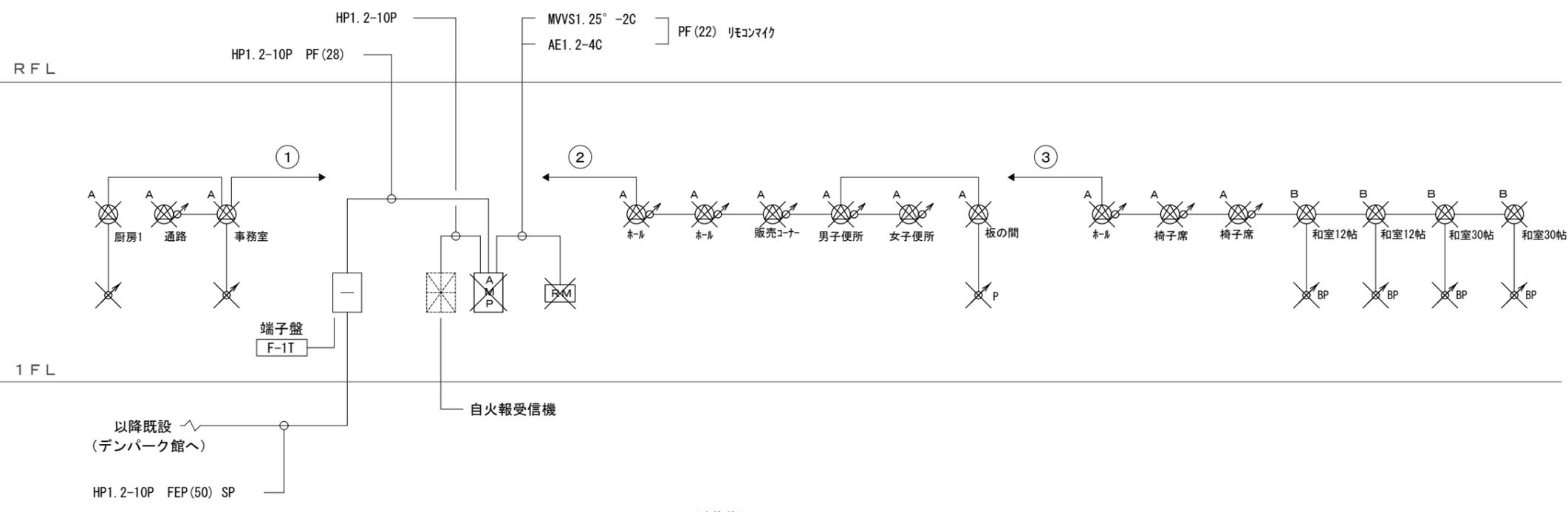
- (注記) 1. 特記なき配管配線は下記による。
- EM-HP1.2-3C PF(16)
 -(MM) EM-HP1.2-3C 一種金属線び(A型)
2. 図中の記号は下記による。
- ⊙A 天井埋込スピーカー
 - ⊙A 天井埋込スピーカー (A T T付)
 - ⊙B 天井埋込スピーカー (角型)
 - ⊙C 防滴型天井埋込スピーカー
 - ⊘ アッテネータ(プレート付) 照明スイッチer体型
 - ⊘P アッテネータ(プレート付)
 - ⊘BP アッテネータ(プレート付: ブラウン色)
 - AMP 非常・業務兼用放送架 (別図参照)
 - RM マルチリモコン
 - 既設天井点検口
 - キ 既設を示す
3. ホール、椅子席の高所スピーカー更新については、ローリングタワー等を使用し施工すること。(ホール3段、椅子席2段)



(注記) 1. 特記なき配管配線は下記による。
 HP1.2-3C PF(16)

2. 図中の記号は下記による。
 ⊙A 天井埋込スピーカー
 ⊙A 天井埋込スピーカー (ATT付)
 ⊙B 天井埋込スピーカー (角型)
 ⊘ アッテネータ(プレート付) 照明スイッチ器型
 ⊘P アッテネータ(プレート付)
 ⊘BP アッテネータ(プレート付: ブラウン色)
 [AMP] 非常・業務兼用放送架 (別図参照)
 [RM] マルチリモコン
 X 撤去を示す (埋設配管は除く)

3. ホール、椅子席の高所スピーカー更新については、ローリングタワー等を使用し施工すること。(ホール3段、椅子席2段)

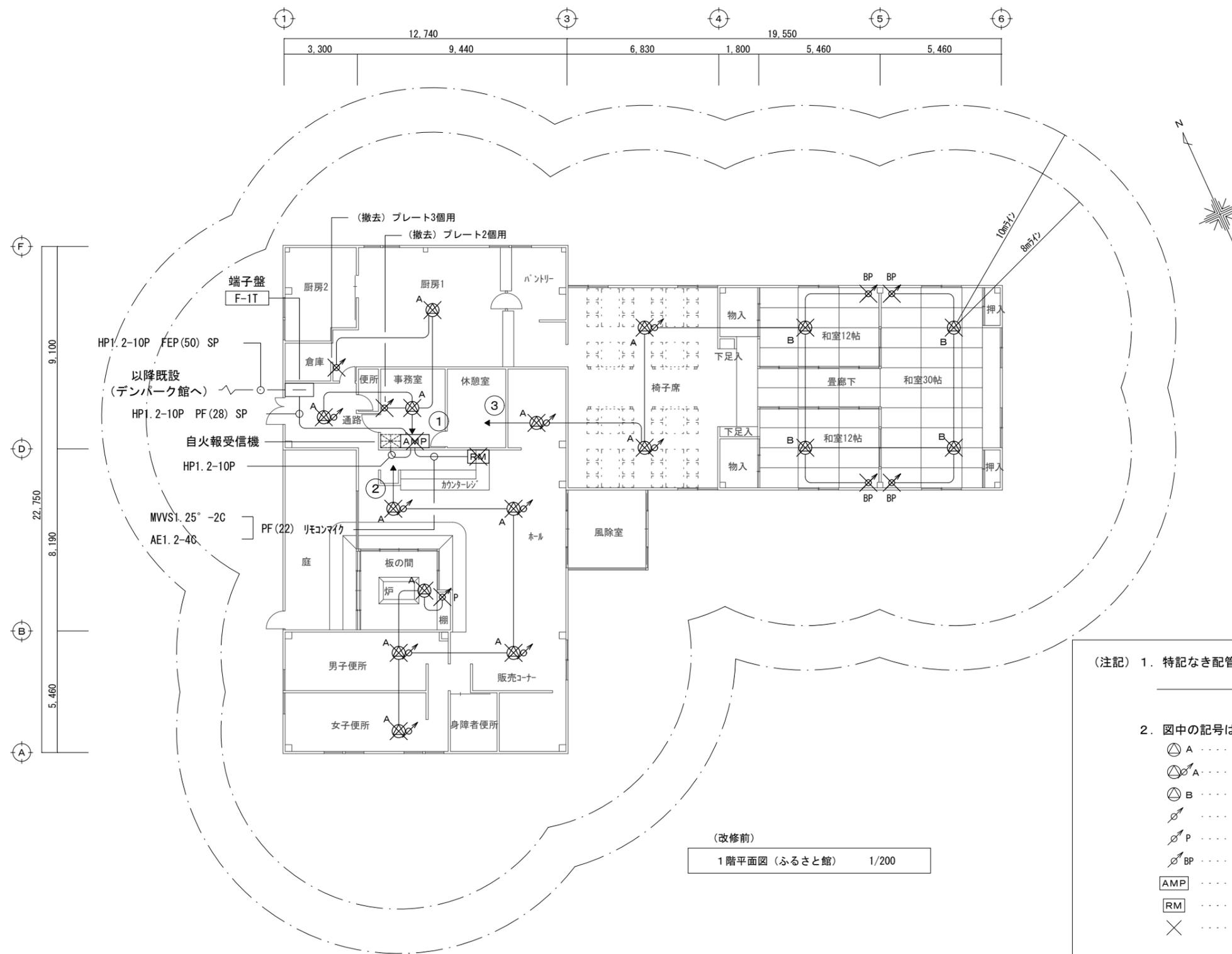


スピーカ数量表 (非常用アンプ容量算定表)

ふるさと館	系統番号	スピーカ設置個数		合計 (W)
		⊙ (既設)		
1階(事務室・厨房)	①	3		3
1階(ホール・便所)	②	6		6
1階(椅子席・和室)	③	7		7
ヨビ	④			
ヨビ	⑤			
ヨビ	⑥			
ヨビ	⑦			
ヨビ	⑧			
ヨビ	⑨			
ヨビ	⑩			
合計個数		16		16
スピーカ総容量(W)		16		16

※非常放送アンプ容量=60W ≧ 16W ∴OK

(改修前) 非常放送設備系統図 (ふるさと館)

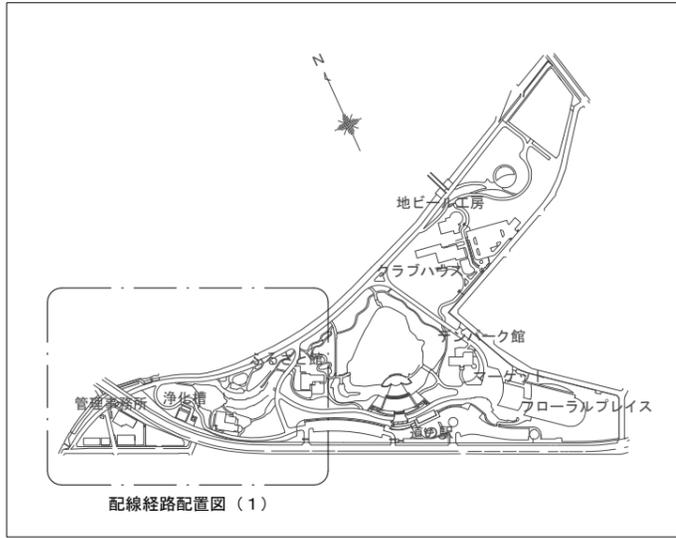


(注記) 1. 特記なき配管配線は下記による。
 — HP1. 2-3C PF (16)

2. 図中の記号は下記による。
 ⊙ A …… 天井埋込スピーカー
 ⊙ A ⊕ …… 天井埋込スピーカー (A T T付)
 ⊙ B …… 天井埋込スピーカー (角型)
 ⊘ …… アッテネータ (プレート付) 照明スイッチ一体型
 ⊘ P …… アッテネータ (プレート付)
 ⊘ BP …… アッテネータ (プレート付: ブラウン色)
 [AMP] …… 非常・業務兼用放送架 (別図参照)
 [RM] …… マルチリモコン
 × …… 撤去を示す (埋設配管は除く)

3. ホール、椅子席の高所スピーカ更新については、ローリングタワー等を使用し施工すること。(ホール3段、椅子席2段)

(改修前)
 1階平面図 (ふるさと館) 1/200



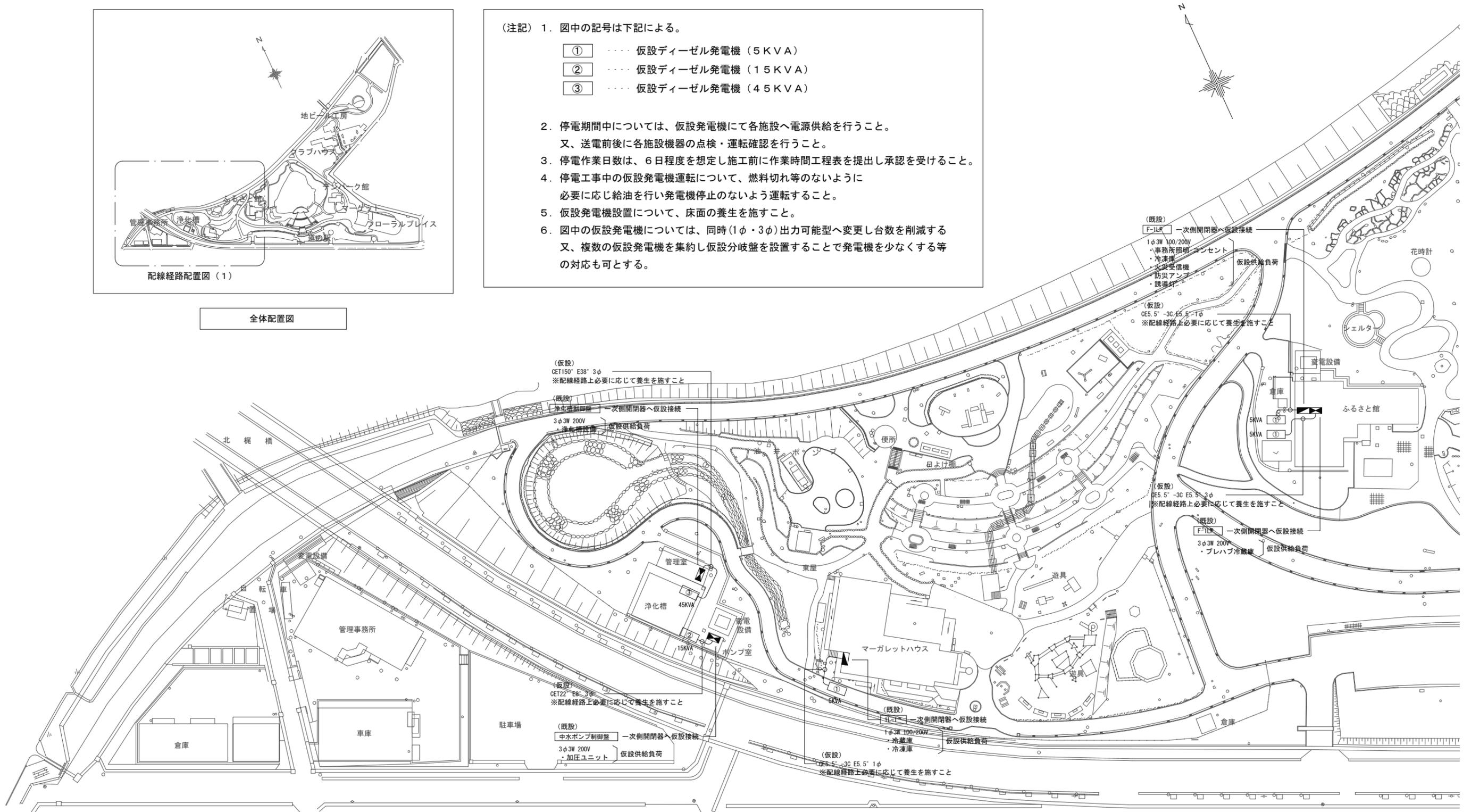
配線経路配置図(1)

全体配置図

(注記) 1. 図中の記号は下記による。

- ① 仮設ディーゼル発電機 (5 KVA)
- ② 仮設ディーゼル発電機 (15 KVA)
- ③ 仮設ディーゼル発電機 (45 KVA)

2. 停電期間中については、仮設発電機にて各施設へ電源供給を行うこと。
又、送電前後に各施設機器の点検・運転確認を行うこと。
3. 停電作業日数は、6日程度を想定し施工前に作業時間工程表を提出し承認を受けること。
4. 停電工事の仮設発電機運転について、燃料切れ等のないように必要に応じ給油を行い発電機停止のないよう運転すること。
5. 仮設発電機設置について、床面の養生を施すこと。
6. 図中の仮設発電機については、同時(1φ・3φ)出力可能型へ変更し台数を削減する
又、複数の仮設発電機を集約し仮設分岐盤を設置することで発電機を少なくする等の対応も可とする。



(仮設) 配線経路配置図(1) 1/1000